

あきる野市こども計画【案】

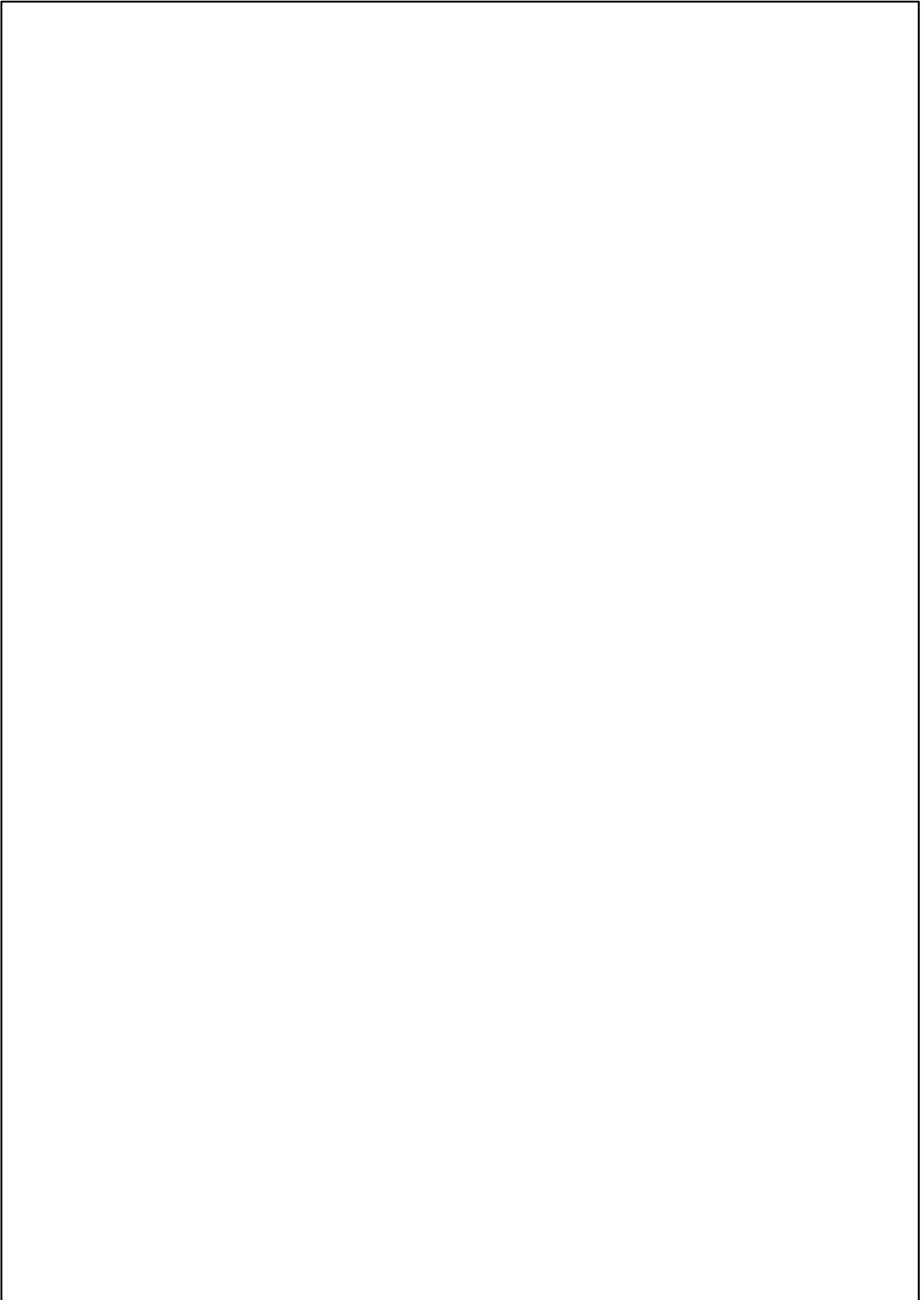
令和8年度～令和11年度

この計画は、0歳から概ね29歳までのこどもや若者が健やかに成長し、自分らしく希望を持って歩いていけることを目指して作成しました。

令和7年12月

あきる野市

はじめに



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 SDGsの推進について	5
第2章 あきる野市のこども・若者を取り巻く状況	6
1 統計データからみたあきる野市の現状	6
2 アンケート調査結果からみえる現状	16
3 あきる野市の好きなところ・よいところ	36
4 こどもの意見聴取結果からみえる現状	37
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
第4章 あきる野市こども支援施策の展開	43
1 計画の全体像	43
2 施策の展開	46
基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援	46
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援	54
基本目標3 子育て当事者への支援	63
第5章 計画の推進	68
1 計画の推進体制	68
2 進捗状況の管理	68
3 評価指標	69
資料編	70
1 検討体制	70
2 あきる野市こども計画策定・推進委員会	70
3 あきる野市こども計画策定・推進委員会専門部会	73
4 あきる野市こども計画策定検討委員会	75
5 計画の策定経過	78
6 用語解説	80

「こども」の表記について

あきる野市こども計画では、「こども基本法」の基本理念を踏まえ、平仮名「こども」と表記することとします。なお、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合は、「子供」や「子ども」を使用することとします。

※アスタリスク「*」の添付されている語句は、資料編に用語解説を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨・背景

わが国では、少子化の急速な進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増大といった課題が一層深刻化し、社会全体の在り方に大きな影響を及ぼしています。

令和6年の合計特殊出生率*は、「1.15」と過去最低を更新し、東京都においても、昨年度から0.03ポイント低下して、2年連続で「1」を下回る「0.96」となり、全国で最も低い水準となっています。

この背景には、若い世代が結婚や子育てに対して、将来の展望を持っていないことや、結婚・子育てへの不安、子育て家庭の孤立感の増大などが指摘されています。加えて、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなども要因となっています。

また、子どもを取り巻く環境も、時代の急速な変化に伴い大きく変容し、その変化に十分対応できないことにより、ニートや引きこもりなど若者の課題や、いじめ、不登校といった問題がさらに深刻化・長期化しています。このような問題の多くは、家庭内で表面化しにくく、早期発見が困難な場合も多いため、プッシュ型*・アウトリーチ型*の支援により、個々の状況に応じた適切なサポートにつなげていくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、令和5年4月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進するための「子ども基本法」を施行するとともに、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的とした、「子ども家庭庁」を発足させました。

さらに、同年12月には、子ども施策を推進するための基本方針を定めた「子ども大綱」が閣議決定され、子どもを産み育てやすい環境整備や、子どもの命・安全を守るための施策の強化、子どもの視点に立った課題解決体制の整備が進められています。

このような中、「子ども基本法」で「子ども」とは、具体的な年齢で区切るのではなく、個人の発達段階にある者としていることから、あきる野市（以下、「本市」という。）においても、発達段階の全般で切れ目なく支援が行き届く対象を「子ども」と捉え、全ての子どもが、社会に巣立つまでのプロセスを地域全体で支えていく体制を整備することが必要となります。

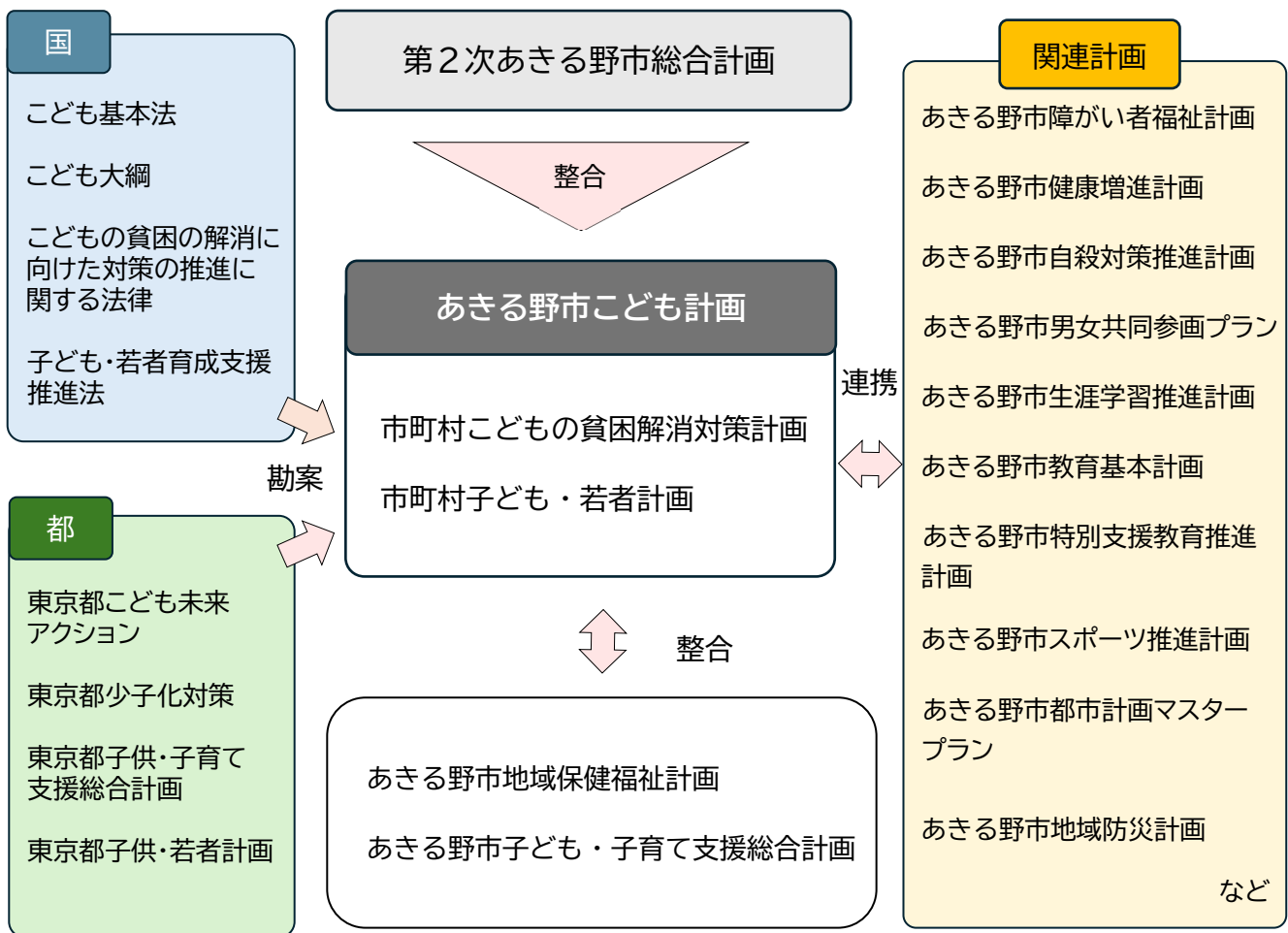
現在、本市では、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「あきる野子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども・子育てに関する施策の積極的な推進に努めています。

今後、全ての子どもへの支援をさらに強化するため、国や東京都の示す理念や方針を踏まえつつ、本市の最上位計画である「あきる野市総合計画」や、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合性を図りながら、市内の豊かな自然、伝統、文化の中で育つ子どもの視点・権利を尊重した「あきる野市子ども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、国が定める「こども大綱」を勘案し策定するものであり、同時に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律*」第10条第2項に基づく「市町村計画」及び「子ども・若者育成支援推進法*」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」として、一体的に策定するものです。

本計画では、本市の最上位計画である「第2次あきる野市総合計画」をはじめ、「あきる野市地域保健福祉計画」や子ども・子育てに関する総合計画である「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」との整合を図るとともに、その他のこども施策に係る関連計画との連携を図り策定しました。また、各関連計画のこどもに関する分野において、施策を推進していくための理念となる計画としています。



国の動向

【こども基本法】

令和5年4月1日に「こども家庭庁」の創設と同時に、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的として、制定されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども等の意見の反映などが定められています。

こども施策の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

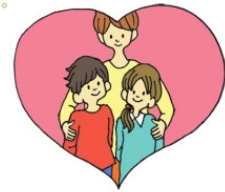
2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



こども等の意見の反映

「こども基本法」第11条では、国及び地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

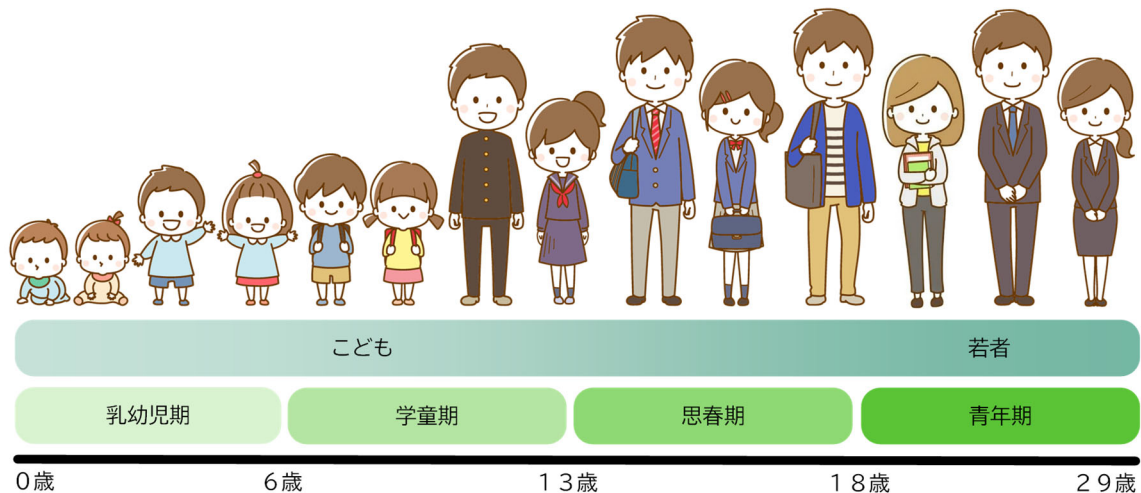
【こども大綱】

令和5年12月22日に閣議決定された、政府全体のこども施策の基本的な方針を定めた国の指針です。こどもや若者が心身ともに健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、実現に向けて以下の6本の柱をこども施策の基本的な方針としています。

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージ*に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

3 計画の対象

本計画の対象は、0歳から概ね29歳までの子ども・若者と子育て当事者としてします。



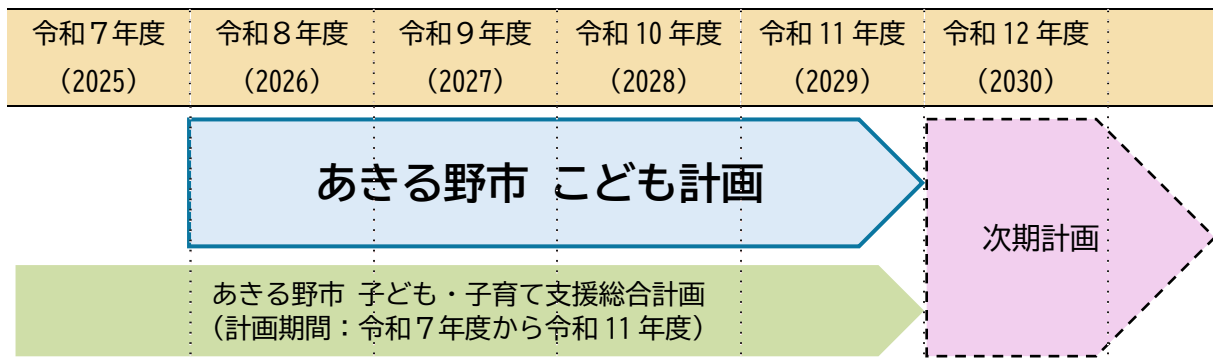
本計画における「子ども」と「若者」の定義

- 「子ども基本法」においては、心身の発達過程にあり、若者を経て、大人として円滑に社会生活を送れるようになるまでの成長段階にある者を「子ども」と規定しています。
- 「若者」については、法令上の定義はなく、上図のとおり「子ども」と「若者」を明確に区分することもできませんが、「子ども大綱」では、思春期から青年期までの者を「若者」と規定しています。
そのため、本計画においては、「若者」が含まれることを明確に示す必要がある場合には、「若者」と表記することとします。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

最終年に当たる令和11年度には、社会経済情勢や計画の進捗状況、「あきる野市子ども・子育て支援総合計画」をはじめとする関連計画との整合・連携を踏まえた改定作業を行い、令和12年度からの新たな計画を策定します。



5 SDGsの推進について

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困の解消や質の高い教育の提供、全ての人の健康福祉の実現など、17のゴールを掲げた国際目標です。平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年の達成を目指して国際社会全体で取り組まれています。

このため、本計画においてもSDGsの目標を踏まえ、こどもの最善の利益の実現に向けて施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの10の目標に関連しています。

アイコン	ゴールの名称	アイコン	ゴールの名称
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 あきる野市のこども・若者を取り巻く状況

1 統計データからみたあきる野市の現状

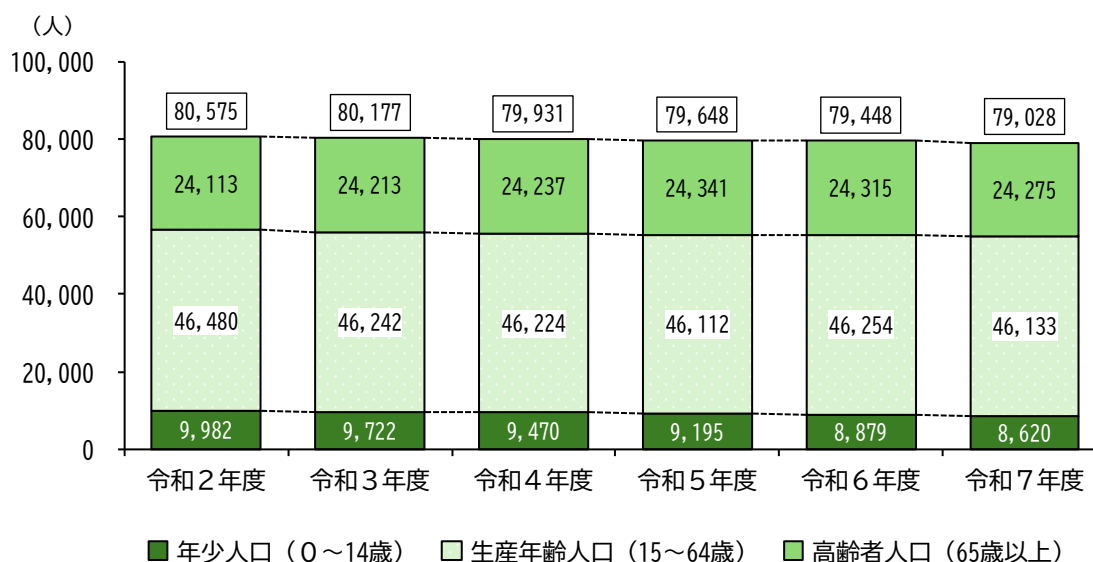
(1) 人口の状況

①総人口（年齢3区分別）の推移

総人口（年齢3区分別）の推移は、令和2年度から令和7年度にかけて減少が続いており、令和7年度は79,028人で、令和2年度と比較すると、1,547人の減少となっています。

年齢3区分別にみると、令和2年度以降、年少人口（0～14歳）が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）も令和6年度以降、減少傾向に転じています。生産年齢人口（15～64歳）は、増減を繰り返しながら推移しています。

【総人口（年齢3区分別）の推移（各年4月1日）】

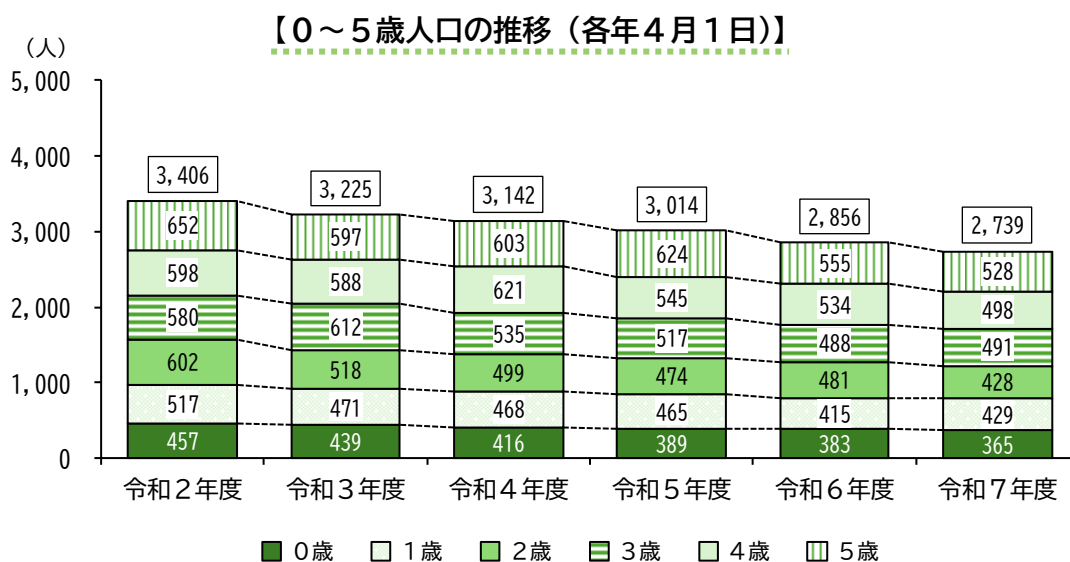


資料：あきる野市住民基本台帳

② 0～5歳人口の推移

0～5歳人口の推移は、減少傾向が続いており、令和7年度は2,739人で、令和2年度と比較すると667人の減少となっています。

いずれの年齢階級においても減少傾向となっています。1～5歳人口は増加している年がある一方で、0歳人口は一貫して減少しています。

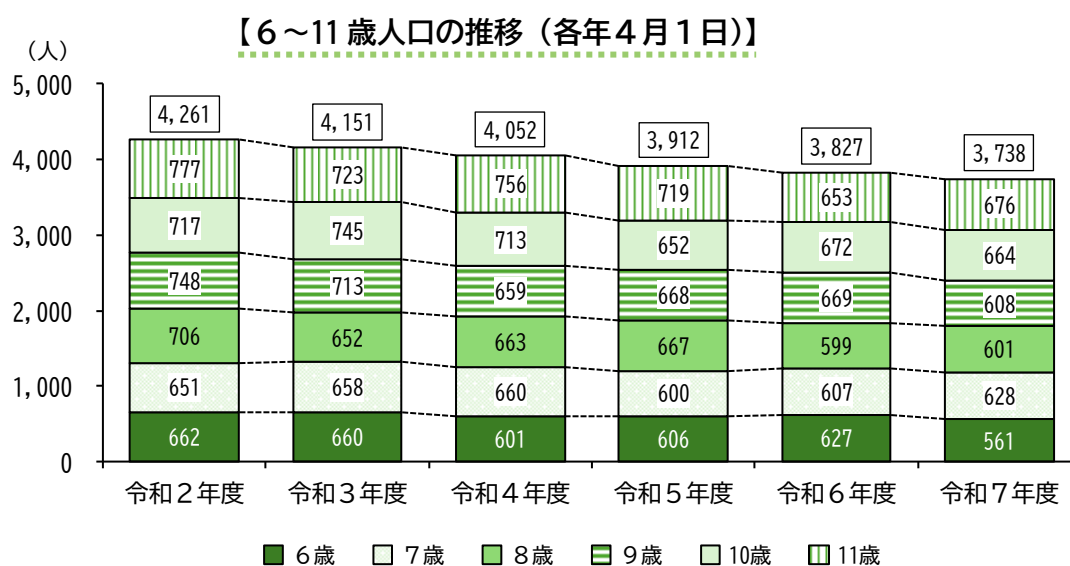


資料：あきる野市住民基本台帳

③ 6～11歳人口の推移

6～11歳人口の推移は、減少傾向が続いており、令和7年度は3,738人で、令和2年度と比較すると523人の減少となっています。

いずれの年齢階級においても概ね減少傾向となっています。令和2年度と7年度を比較すると、9歳人口が140人減と最も減少しています。



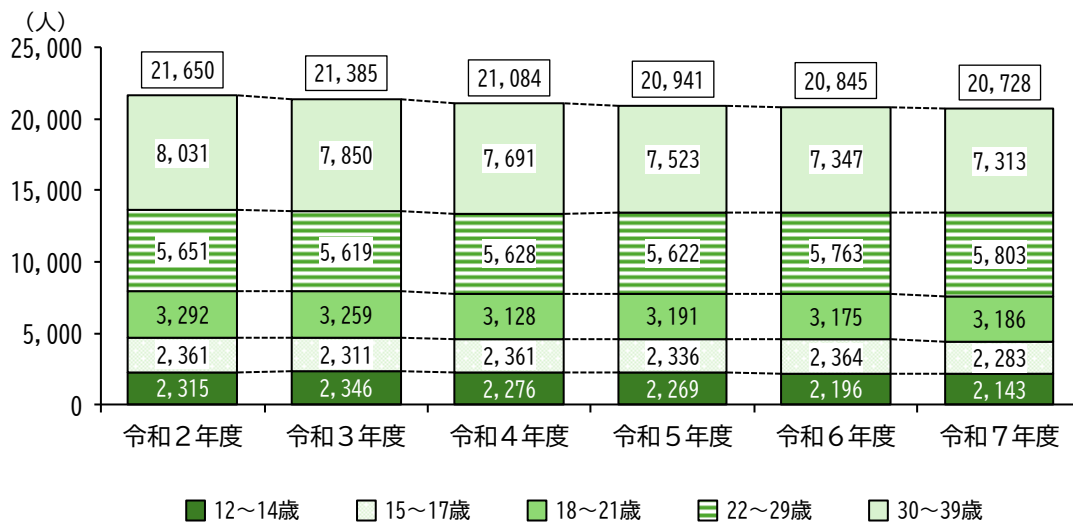
資料：あきる野市住民基本台帳

④12～39 歳人口の推移

12～39 歳人口の推移は、令和 2 年度以降、年々減少しており、令和 7 年度は 20,728 人で、令和 2 年度と比較すると 922 人の減少となっています。

年齢区分別にみると、22～29 歳は増加傾向にある一方で、他の年齢区分はいずれも減少傾向にあります。

【12～39 歳人口の推移（各年 4 月 1 日）】

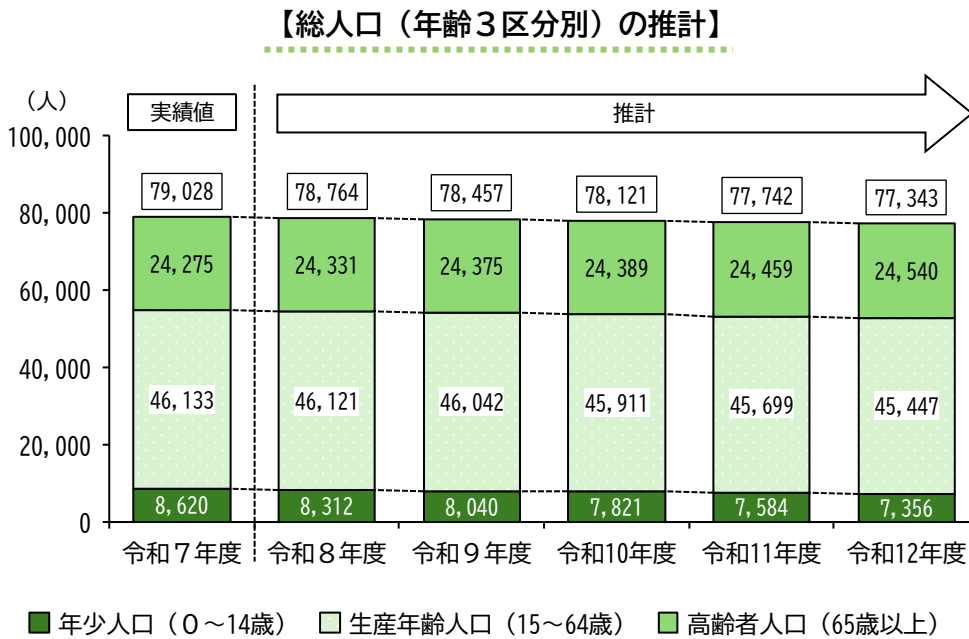


資料：あきる野市住民基本台帳

(2) 将来人口

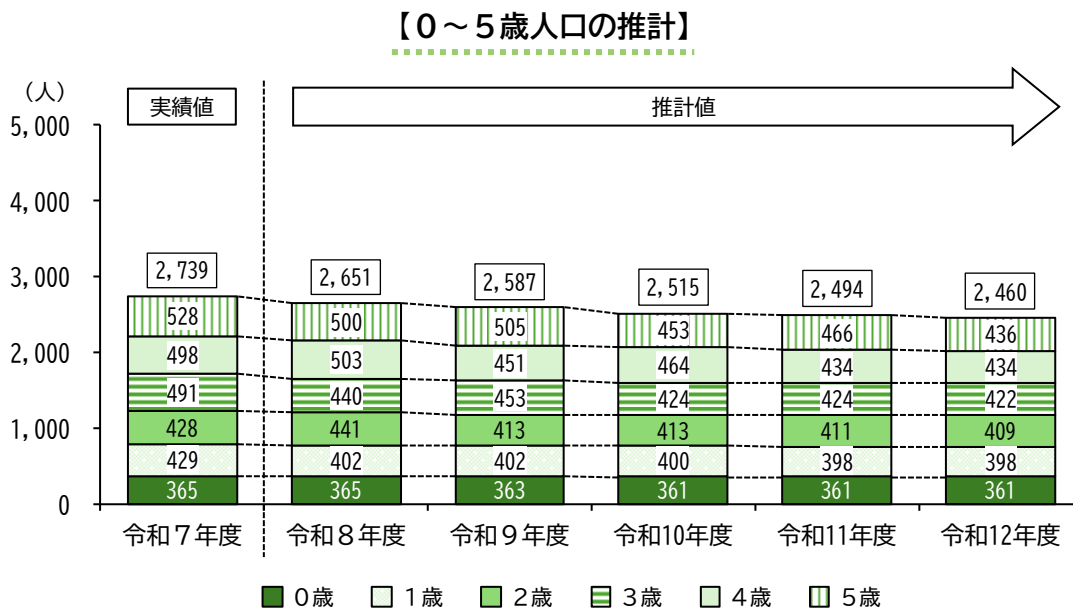
①総人口（年齢3区分別）の推計

総人口は、毎年約300人のペースで減少すると見込まれており、令和12年度の総人口は77,343人と推計されています。年齢3区分別にみると、高齢者人口の増加が予測される一方、年少人口・生産年齢人口は一貫して減少することが予測され、少子高齢化がより一層進行するものと考えられます。



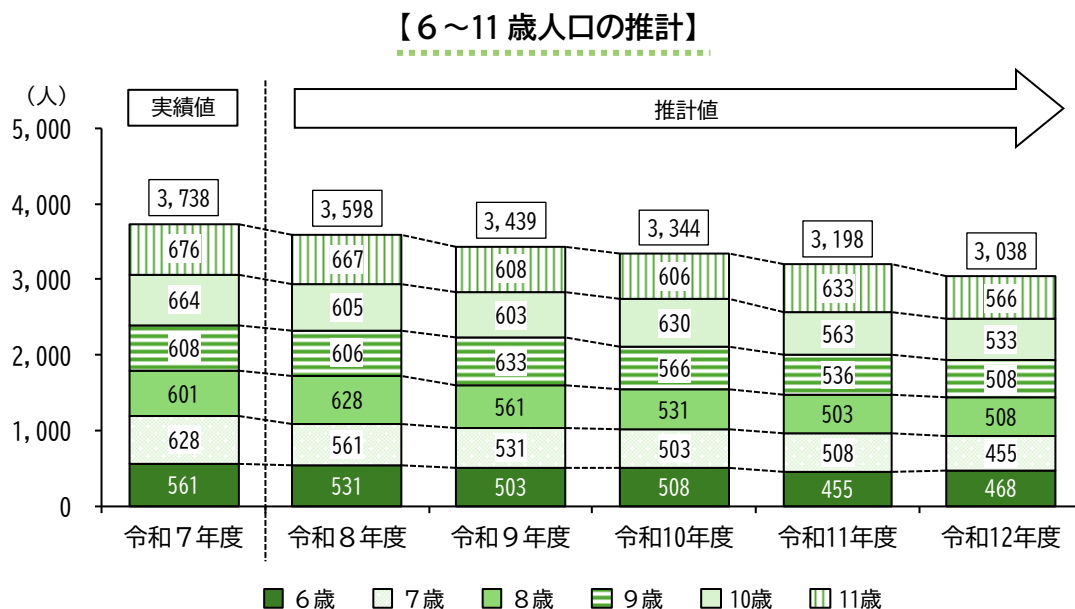
②0～5歳人口の推計

0～5歳人口は、減少傾向が続いており、令和7年度と令和12年度を比較すると279人減少し、令和12年度には2,460人と推計されています。特に、0歳人口と1歳人口は一貫して減少し続けることが推計されています。



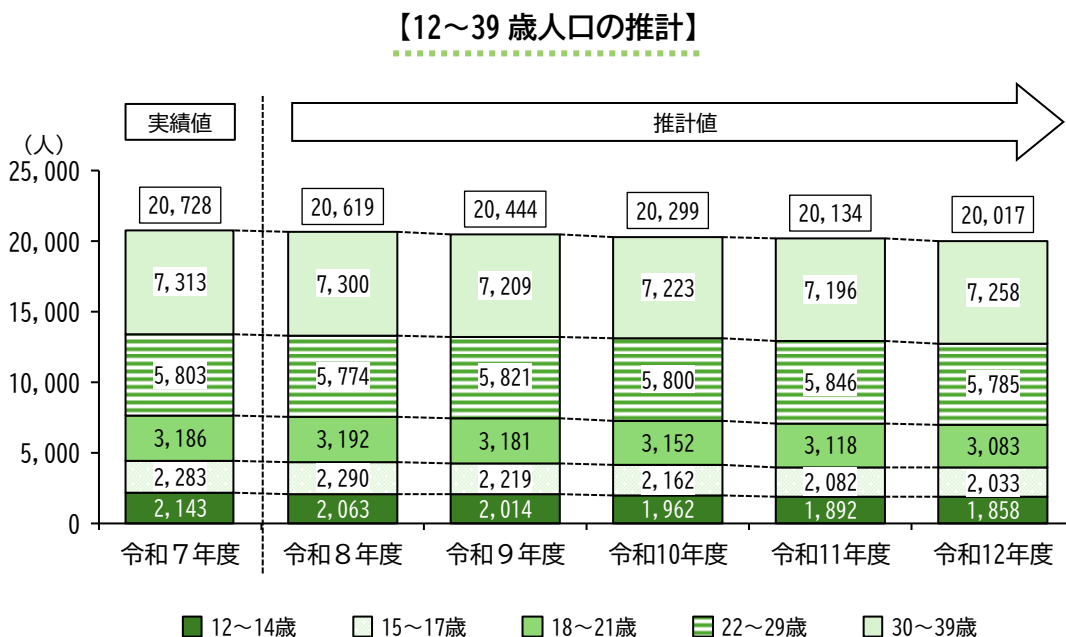
③ 6～11歳人口の推計

6～11歳人口は、令和8年度以降、全体として減少傾向にあり、令和7年度と令和12年度を比較すると、700人の減少が推計されています。各年齢別で年度によって増減はあるものの、総数としては一貫して減少が予測されます。



④ 12～39歳人口の推計

12～39歳人口は、全体として減少傾向にあり、令和7年度と令和12年度を比較すると、711人減少すると推計されています。年齢層別で年度によって増減はあるものの、総数としては減少が続く見込みです。

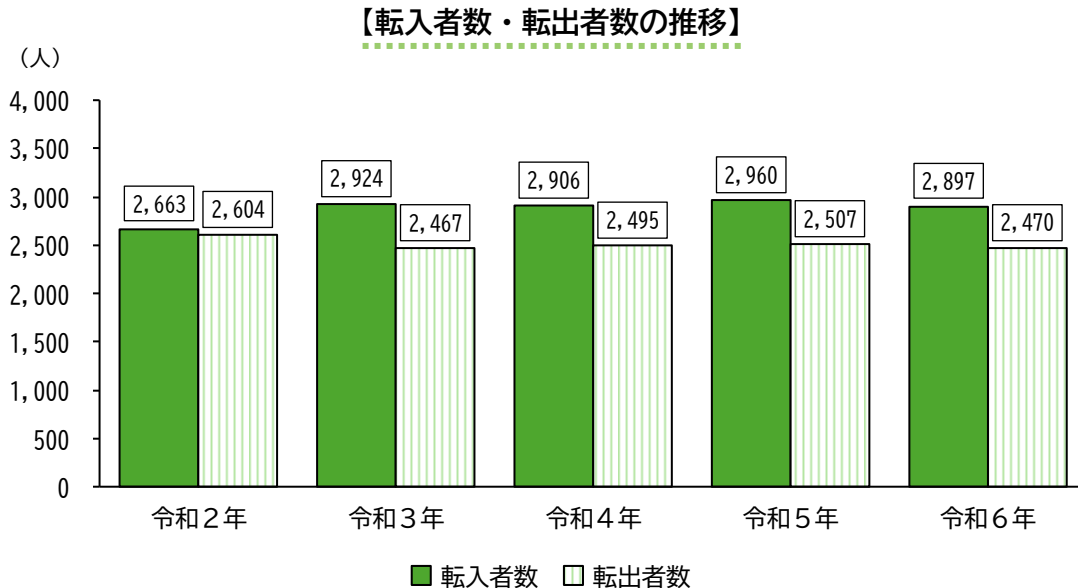


※令和3年から令和7年までの住民基本台帳に基づく実績を用いて、コーホート変化率法により算出しました。
「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(3) 世帯の状況

① 転入者数・転出者数の推移

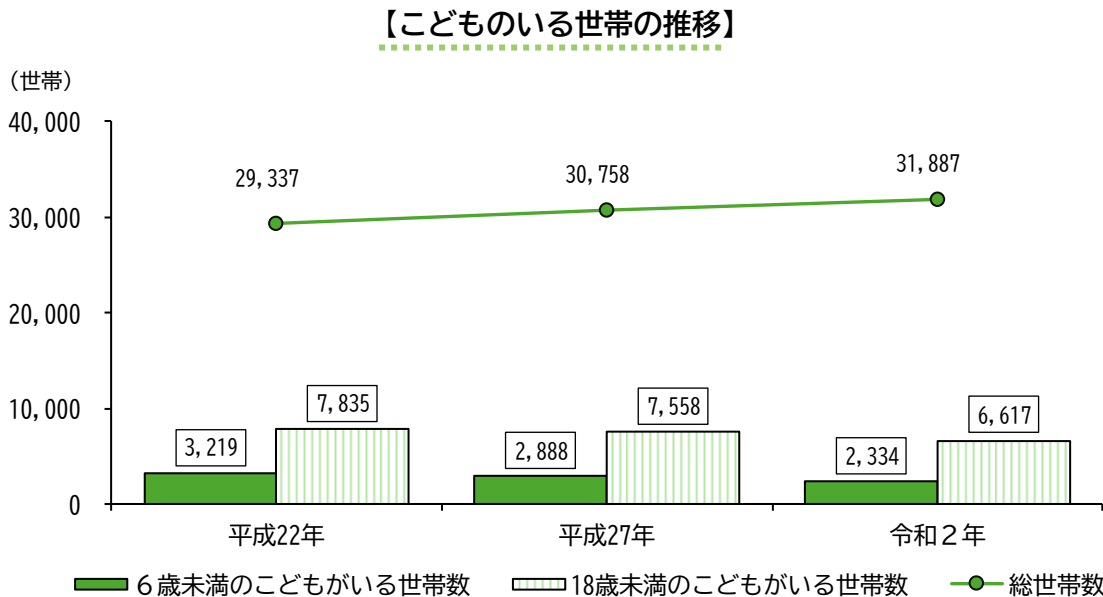
令和2年以降の転入者数・転出者数の推移をみると、いずれの年においても転入者数が転出者数を上回っており、令和3年以降は転出者数に比べ、転入者数が400人以上多い状態が継続しています。



資料：総務省 住民基本台帳人口移動報告

② こどものいる世帯の推移

本市の総世帯数は、平成22年以降増加傾向にあります。しかし、「6歳未満のこどもがいる世帯」「18歳未満のこどもがいる世帯」は、共に減少が続いており、その減少幅も拡大している傾向が見られます。



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

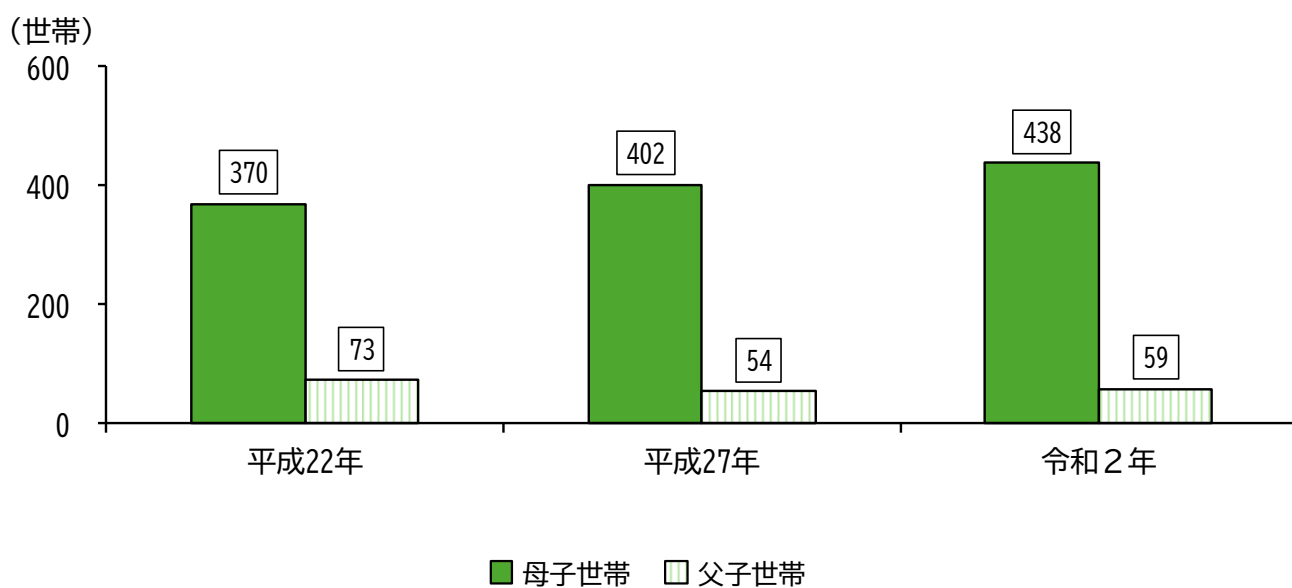
③ひとり親世帯の推移

6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移は、平成22年以降増加傾向が続いており、令和2年で497世帯となっています。

また、母子世帯は令和2年で438世帯となっており、平成22年と比較すると68世帯の増加となっています。

一方、父子世帯は増減を繰り返し推移しており、平成22年と比較すると、令和2年は14世帯の減少となっています。

【ひとり親世帯の推移】



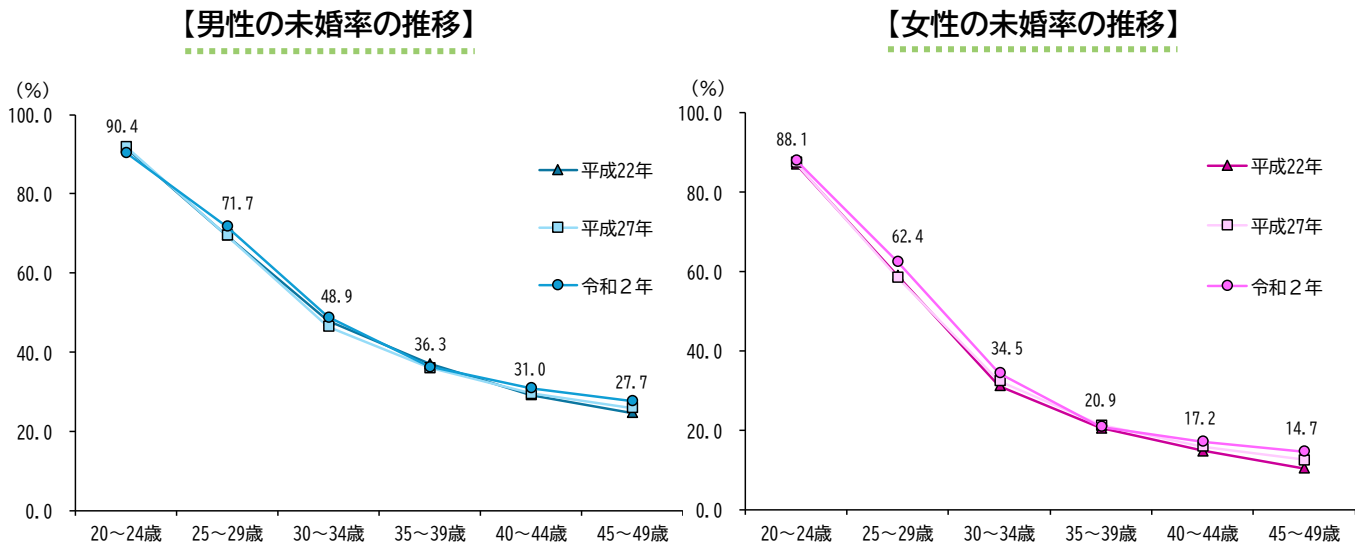
資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(4) 未婚率の推移

① 男性の未婚率の推移/女性の未婚率の推移

未婚率の推移は、男女共に年代が低いほど未婚率は高くなっています。

平成27年と令和2年の未婚率を比較すると、男女共に未婚率はわずかに上昇しています。特に、男性では20～24歳を除く全ての年齢層で未婚率が高くなっており、女性についても35～39歳を除く全ての年齢層で未婚率の上昇が見られます。



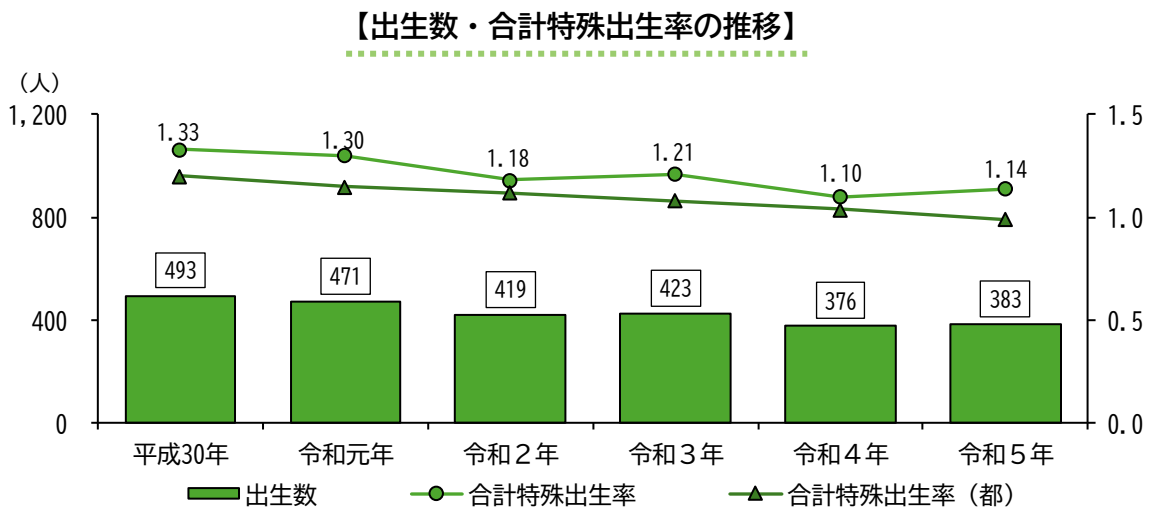
資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(5) 出生数の推移

① 出生数・合計特殊出生率の推移

出生数の推移は、年によって増減はあるものの、減少傾向となっており、令和5年は383人となっています。

合計特殊出生率は、都と同様に減少傾向にありますが、令和4年と比較するとわずかに増加し、1.14となっています。



資料：東京都保健医療局 人口動態統計

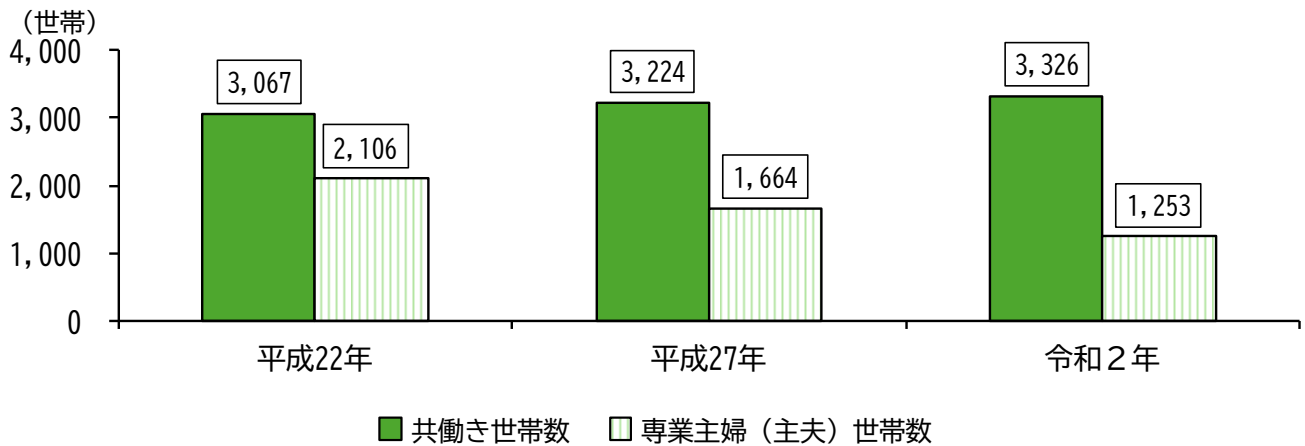
(6) 就業の状況

① 共働き・専業主婦（主夫）※世帯数の推移

共働き世帯数は平成 22 年以降、増加傾向にあり、令和 2 年には 3,326 世帯となっています。

一方、専業主婦（主夫）世帯数は、平成 22 年以降、約 400 世帯のペースで減少しており、令和 2 年には 1,253 世帯となっています。

【共働き・専業主婦（主夫）世帯数の推移】
(夫婦のいる核家族世帯で最年少の子どもが 18 歳未満の世帯)



資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年）

※共働き世帯は、夫・妻とも就業者の世帯を指します。

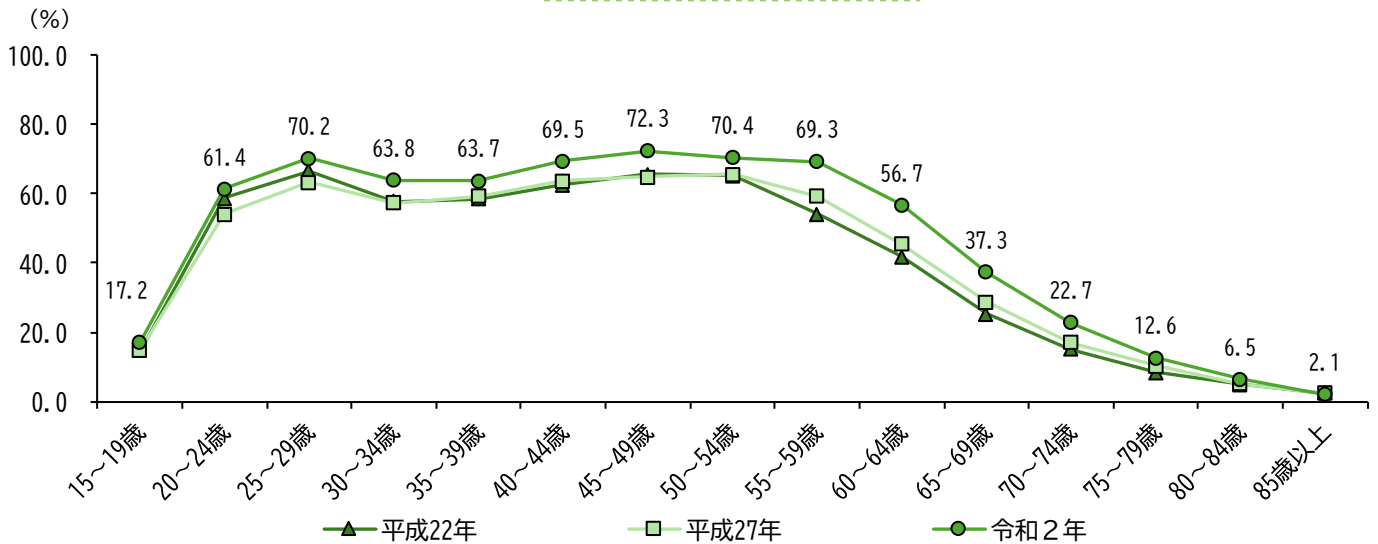
専業主婦（主夫）世帯は、夫が就業者で妻が非就業者又は夫が非就業者で妻が就業者の世帯を指します。

②女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率の推移は、平成22年や平成27年と比較すると、20歳代以上において全体的に増加しています。特に55～69歳代にかけては就業率が大きく上昇し、働く女性の割合が増えている傾向にあります。

30～40歳代の就業率も上昇しており、出産・育児にともなって就業率が落ち込み、子育てが落ち着くと再び就業率が上昇する、いわゆる「M字カーブ」は緩やかとなる傾向にあります。

【女性の年齢別就業率の推移】



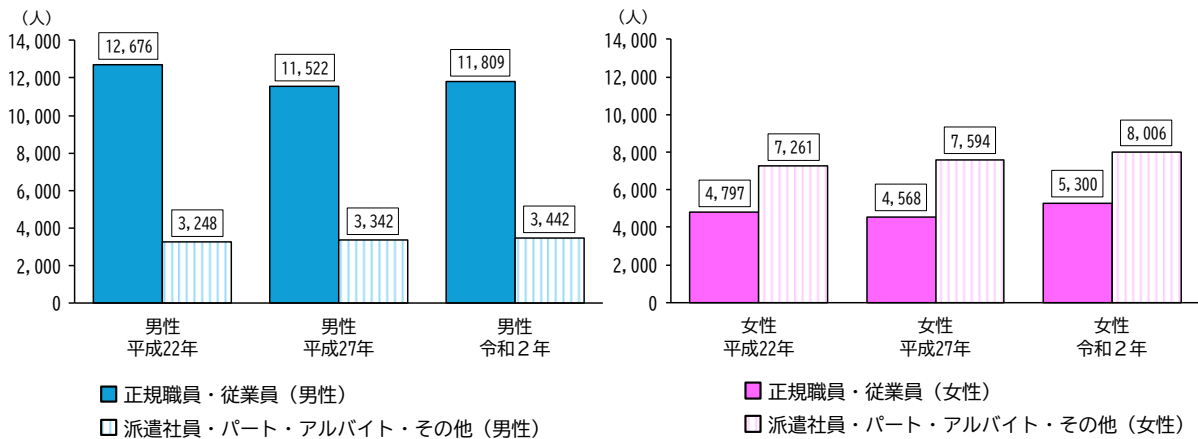
資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

③男女別の就業形態の推移

男女別の就業形態の推移については、男女に共通して「正規職員・従業員」は増減があるものの、「派遣社員・パート・アルバイト・その他」は増加傾向が続いています。

「派遣社員・パート・アルバイト・その他」の増加数について平成22年と令和2年を比較すると、男性は194人である一方、女性は745人となっています。

【男女別の就業形態の推移】



資料：国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、こども・若者やひとり親家庭を対象に、普段の生活や困りごと、将来に対する考えなどを把握するためアンケート調査を実施しました。

(2) 調査の概要

■実施概要

	小学5年生・ 中学2年生調査	15～29歳調査	ひとり親家庭調査
調査対象	市内公立学校在学の 小学5年生と中学2年生の 児童・生徒	市内在住の15～29歳	18歳未満のお子さんがある 市内在住のひとり親家庭
配付数	1,366	3,000	933
調査方法	調査案内を学校配布し、 インターネットで回収	調査票を郵送で配布し、 郵送及びインターネットで回収	調査票を郵送で配布し、 郵送及びインターネットで回収
調査期間	令和6年12月24日～ 令和7年1月10日	令和7年1月15日～ 令和7年1月31日	令和7年1月15日～ 令和7年1月31日
回収数 (回収率)	736 (53.9%) ※白票1件含む	601 (20.0%)	281 (30.1%)

■グラフの見方

- ・回答は、「単数回答（○は1つ）」と「複数回答（あてはまるもの全てに○）」の選択式の回答と、具体的な数値を回答する「数量回答」があります。
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対する、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中に「不明・無回答」とあるものは、回答がない、又は回答の判別が困難なものです。
- ・図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(3) 結果の概要

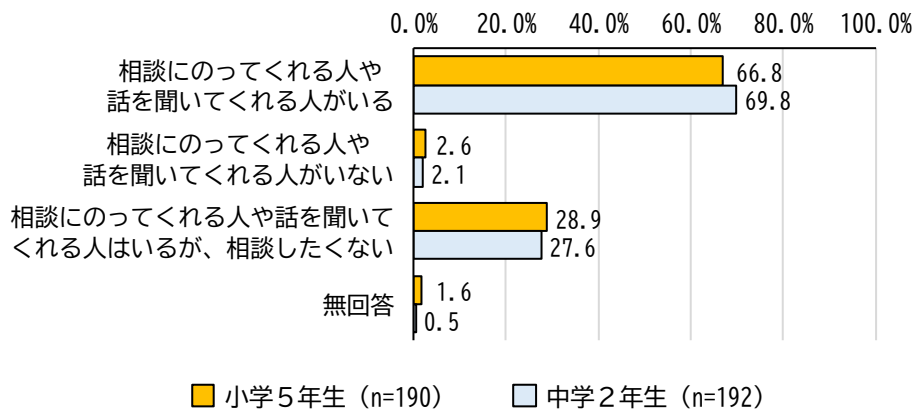
1. こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査（小5・中2）

① 相談相手の有無について

「相談にのってくれたり、話を聞いてくれる人の有無」について、小学5年生では、「相談にのってくれる人や話を聞いてくれる人がいる」が66.8%で最も多く、次いで「相談にのってくれたり、話を聞いてくれる人はいるが、相談したくない」が28.9%となっています。

中学2年生でも「相談にのってくれる人や話を聞いてくれる人がいる」が69.8%で最も多く、次いで「相談にのってくれたり、話を聞いてくれる人はいるが、相談したくない」が27.6%となっており、小学5年生と同様の傾向となっています。

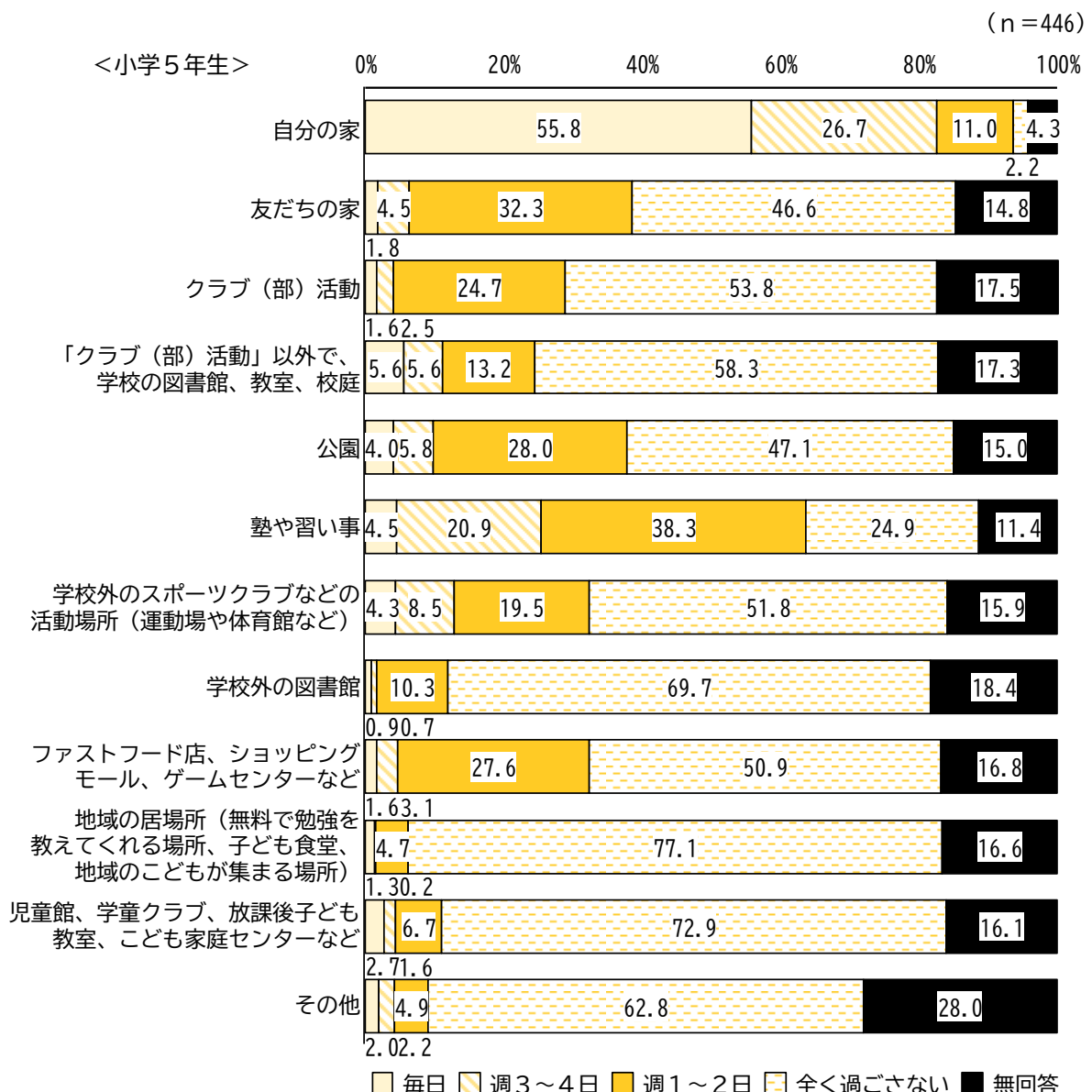
【相談にのってくれたり、話を聞いてくれる人の有無】



② 放課後の居場所について

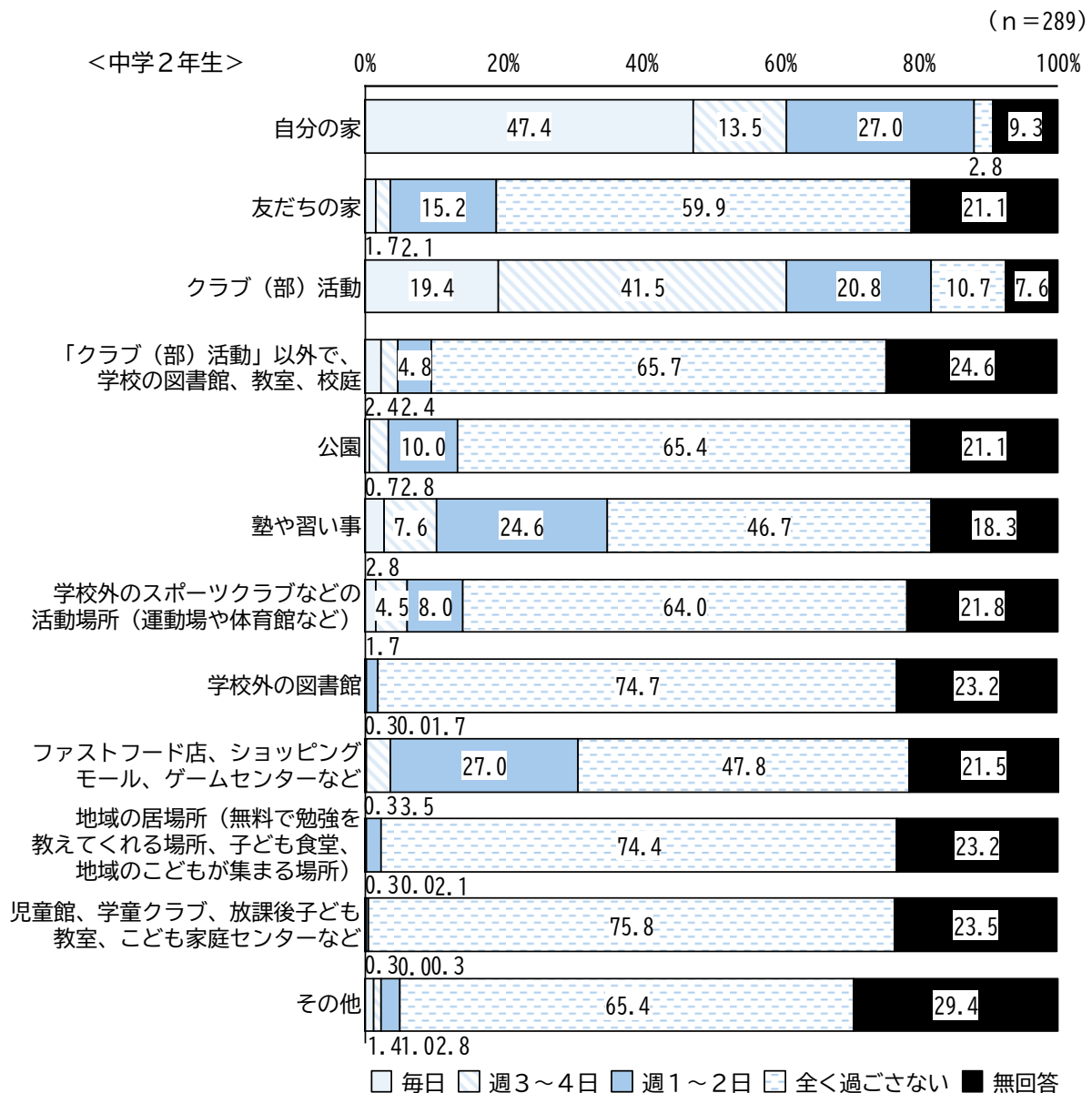
「平日の放課後の居場所」について、小学5年生の「毎日」では、「自分の家」が55.8%で最も多く、次いで『クラブ（部）活動』以外で、学校の図書館、教室、校庭」が5.6%、「塾や習い事」が4.5%となっています。「全く過ごさない」では、「地域の居場所（無料で勉強を教えてくれる場所、子ども食堂、地域のこどもが集まる場所）」が77.1%で最も多く、次いで「児童館*、学童クラブ*、放課後子ども教室*、こども家庭センター*など」が72.9%、「学校外の図書館」が69.7%となっています。

【平日の放課後の居場所（小学5年生）】



中学2年生の「毎日」では、「自分の家」が47.4%で最も多く、次いで「クラブ（部）活動」が19.4%、「塾や習い事」が2.8%となっています。「全く過ごさない」では、「児童館、学童クラブ、放課後子ども教室、こども家庭センターなど」が75.8%で最も多く、次いで「学校外の図書館」が74.7%、「地域の居場所（無料で勉強をしてくれる場所、子ども食堂、地域のこどもが集まる場所）」が74.4%となっています。

【平日の放課後の居場所（中学2年生）】

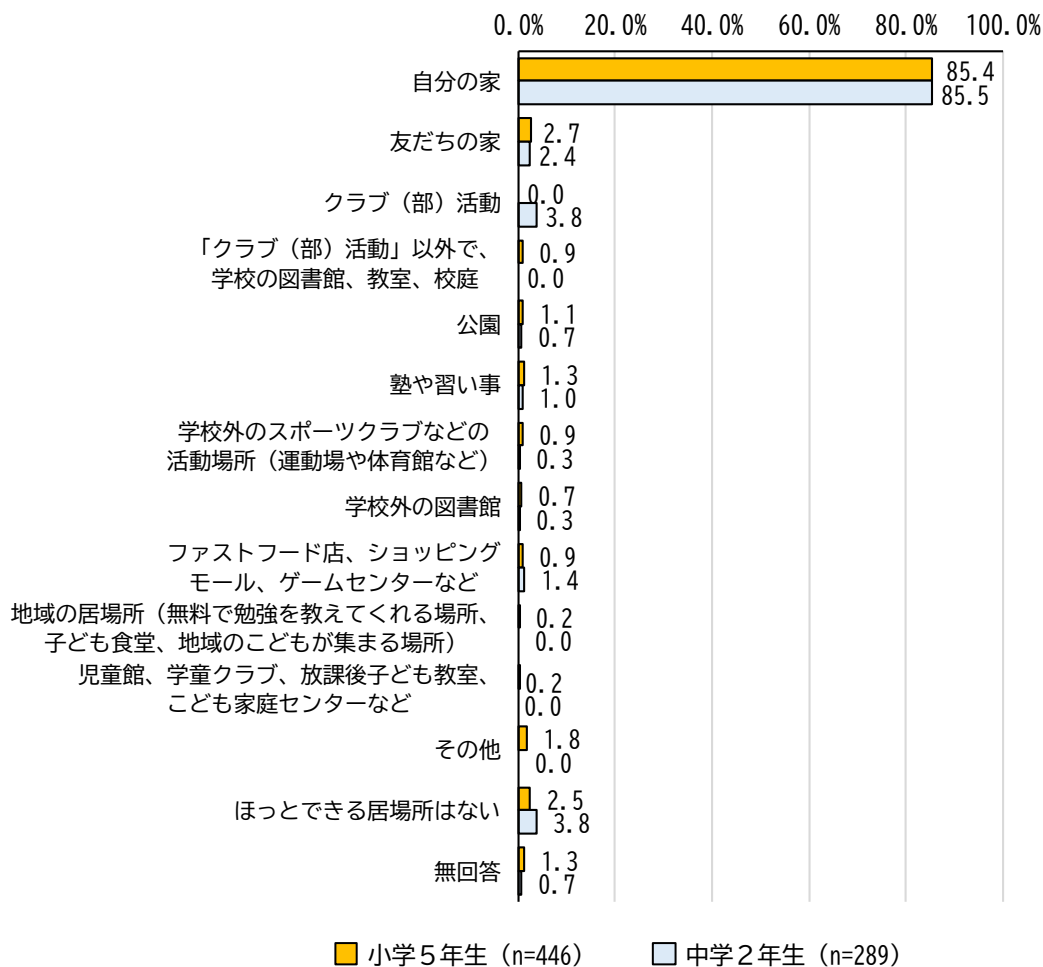


③ ほっとできる居場所について

「1番ほっとできるところ（場所）」について、小学5年生では、「自分の家」が85.4%で最も多く、次いで「友だちの家」が2.7%、「ほっとできる居場所はない」が2.5%となっています。

中学2年生では、「自分の家」が85.5%で最も多く、次いで「クラブ（部）活動」「ほっとできる居場所はない」がそれぞれ3.8%、「友だちの家」が2.4%となっています。

【1番ほっとできるところ（場所）】



④ 地域の活動について

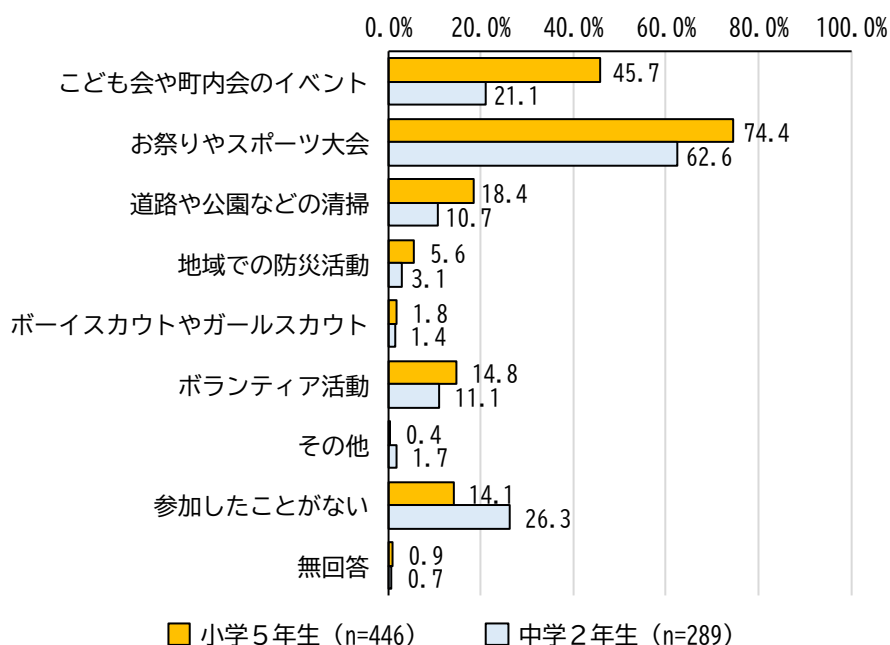
「この1年間に参加したことがある地域活動」について、小学5年生では、「お祭りやスポーツ大会」が74.4%で最も多く、次いで「子ども会や町内会のイベント」が45.7%、「道路や公園などの清掃」が18.4%となっています。

中学2年生では、「お祭りやスポーツ大会」が62.6%で最も多く、次いで「参加したことがない」が26.3%、「子ども会や町内会のイベント」が21.1%となっています。

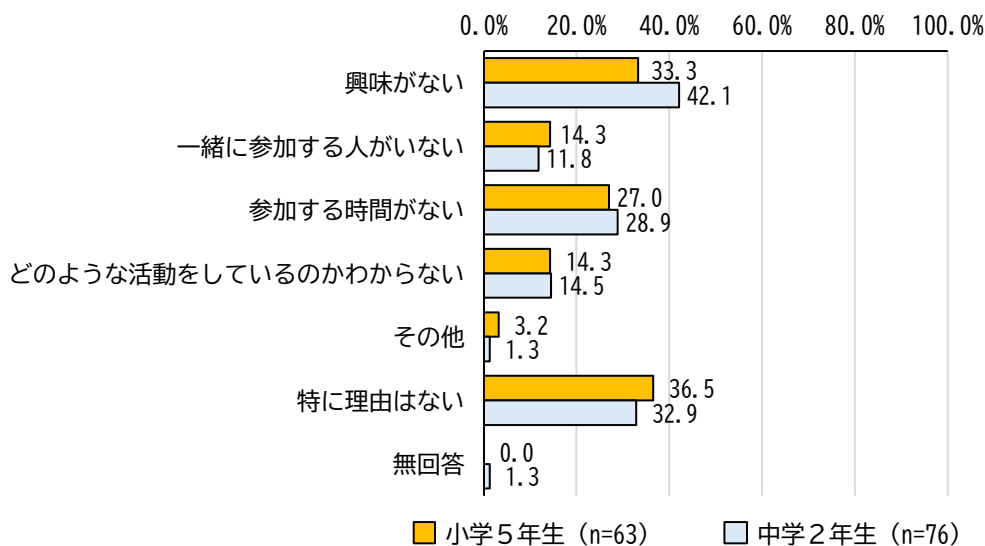
「地域活動に参加したことがない理由」について、小学5年生では、「特に理由はない」が36.5%で最も多く、次いで「興味がない」が33.3%、「参加する時間がない」が27.0%となっています。

中学2年生では、「興味がない」が42.1%で最も多く、次いで「特に理由はない」が32.9%、「参加する時間がない」が28.9%となっています。

【この1年間に参加したことがある地域活動】



【地域活動に参加したことがない理由】

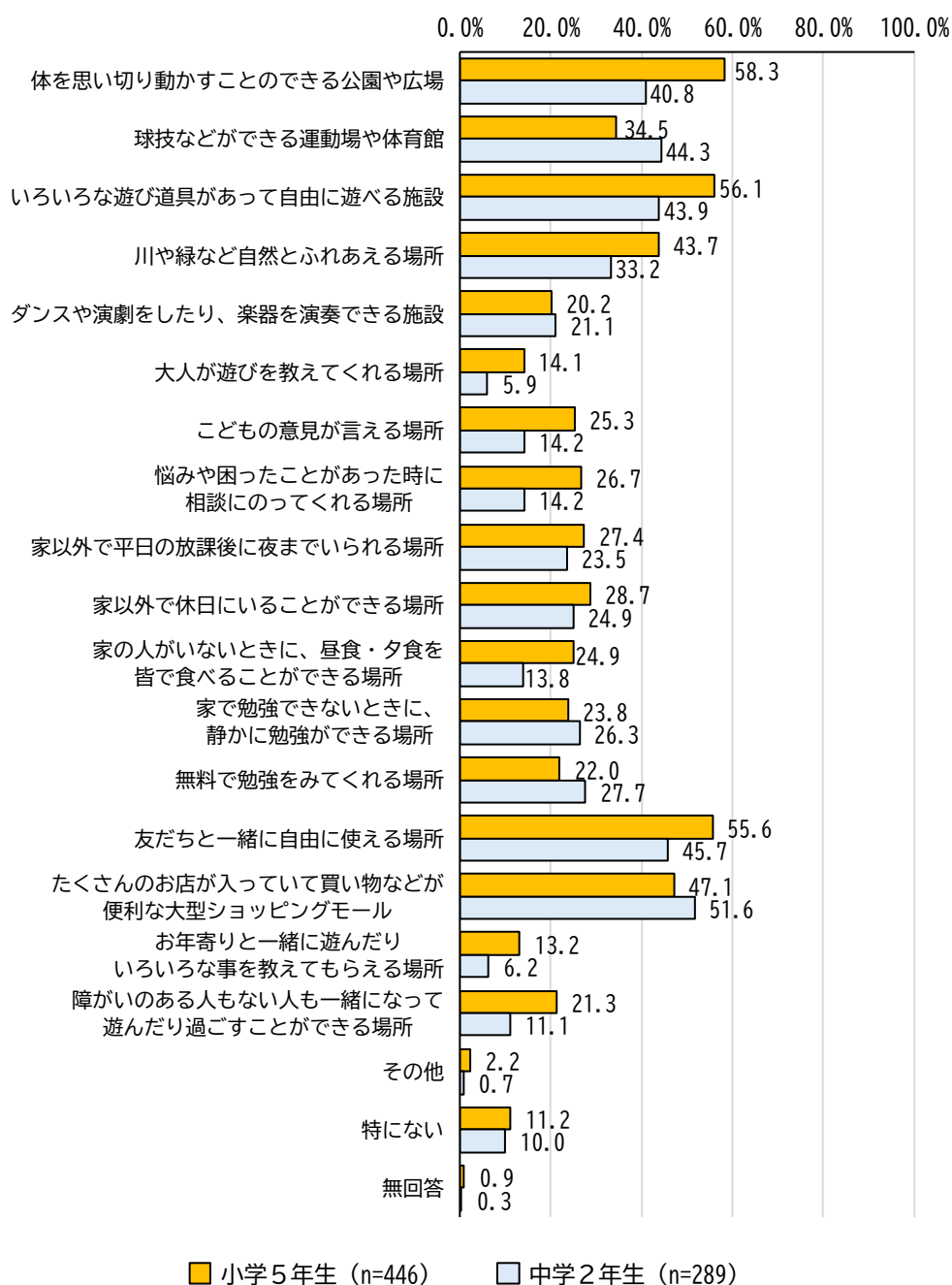


⑤ あったらよいと思う場所や施設

「あきる野市にあったらよいと思う場所や施設」について、小学5年生では、「体を思い切り動かすことのできる公園や広場」が58.3%で最も多く、次いで「いろいろな遊び道具があって自由に遊べる施設」が56.1%、「友だちと一緒に自由に使える場所」が55.6%となっています。

中学2年生では、「たくさんのお店が入っていて買い物などが便利な大型ショッピングモール」が51.6%で最も多く、次いで「友だちと一緒に自由に使える場所」が45.7%、「球技などができる運動場や体育館」が44.3%となっています。

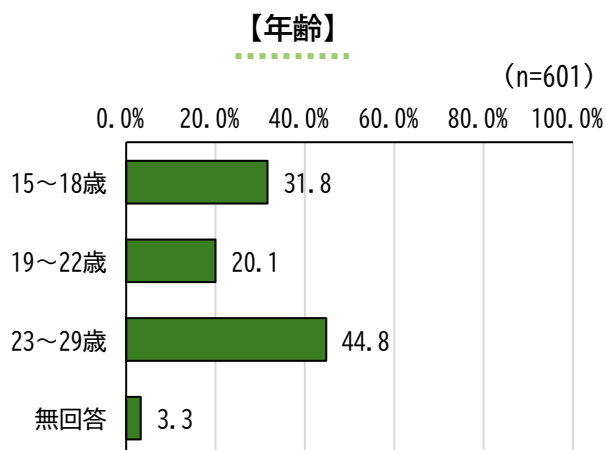
【あきる野市にあったらよいと思う場所や施設】



2. こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査（15～29歳）

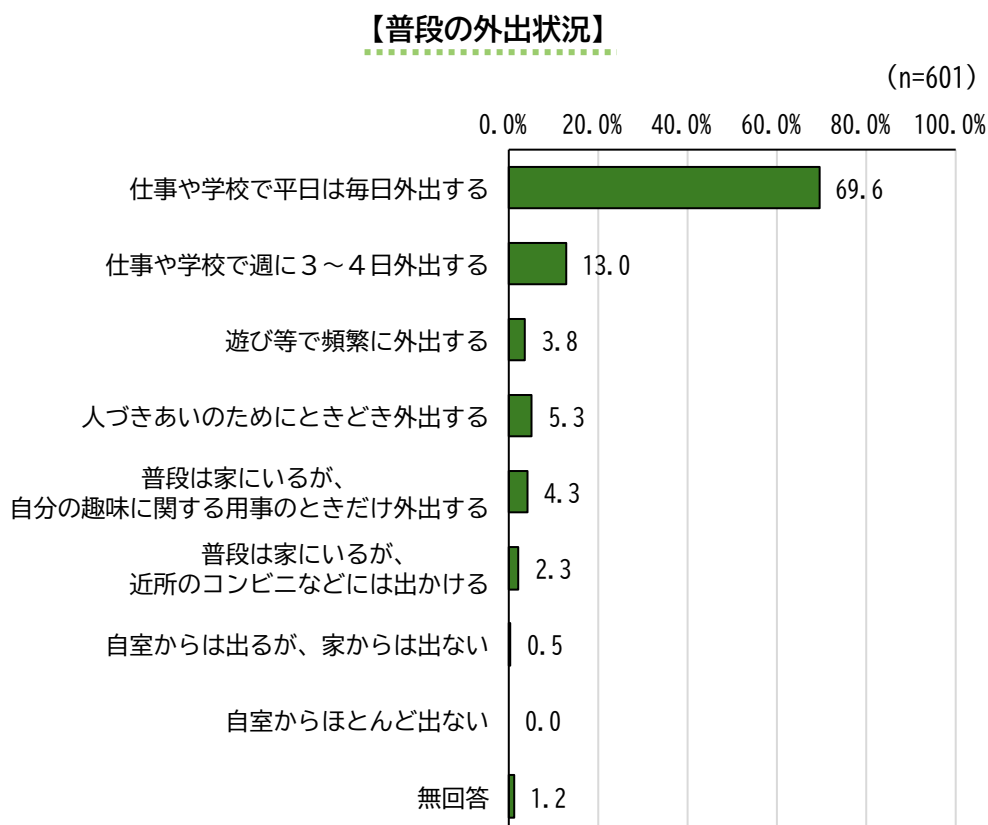
① 回答者の年齢について

「年齢」については、「23～29歳」が44.8%で最も多く、次いで「15～18歳」が31.8%、「19～22歳」が20.1%となっています。



② 普段の外出頻度について

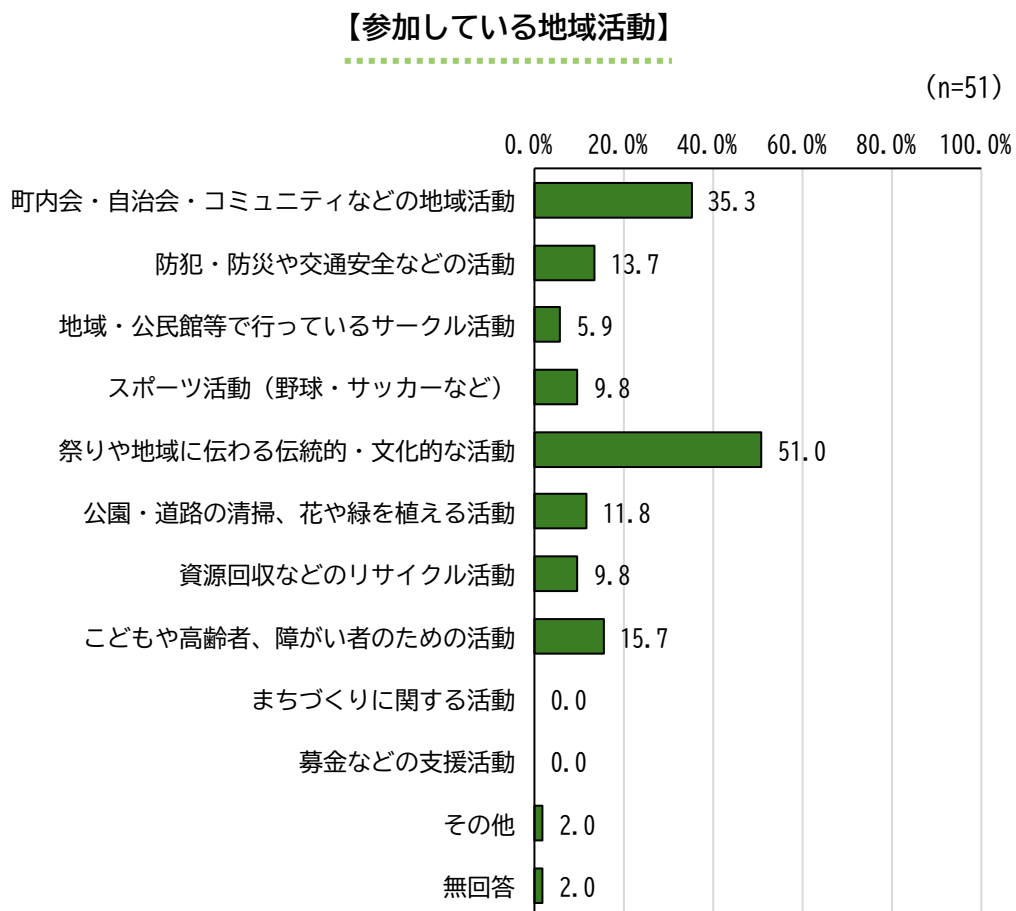
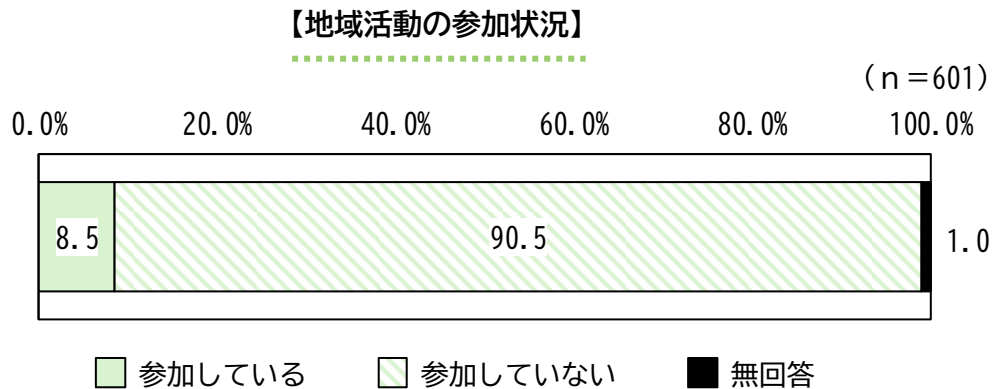
「普段の外出状況」については、「仕事や学校で平日は毎日外出する」が69.6%で最も多く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」が13.0%、「人づきあいのためにときどき外出する」が5.3%となっています。



③ 地域活動の参加状況について

「地域活動の参加状況」については、「参加していない」が90.5%、「参加している」が8.5%となっています。

「参加している地域活動」については、「祭りや地域に伝わる伝統的・文化的な活動」が51.0%で最も多く、次いで「町内会・自治会・コミュニティなどの地域活動」が35.3%、「子どもや高齢者、障がい者のための活動」が15.7%となっています。



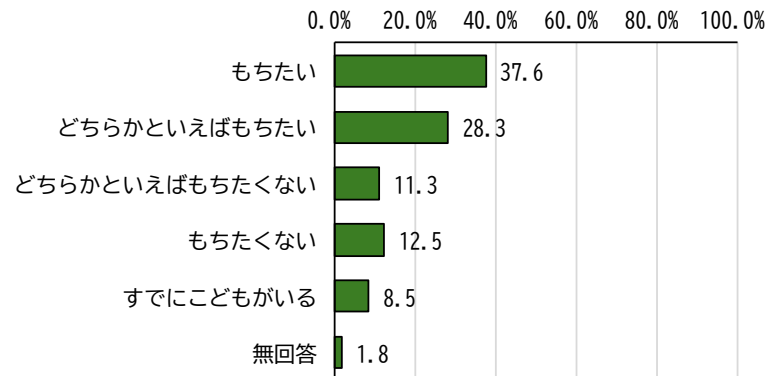
④ こどもをもちたいと思うかについて

「将来、こどもをもちたいか」については、「もちたい」が37.6%で最も多く、次いで「どちらかといえばもちたい」が28.3%、「もちたくない」が12.5%となっています。

「こどもをもちたいと思わない理由」については、「子育てが大変そうだから」が54.5%で最も多く、次いで「子育ては経済的負担が大きいから」が48.3%、「こどもが苦手だから」が32.2%となっています。

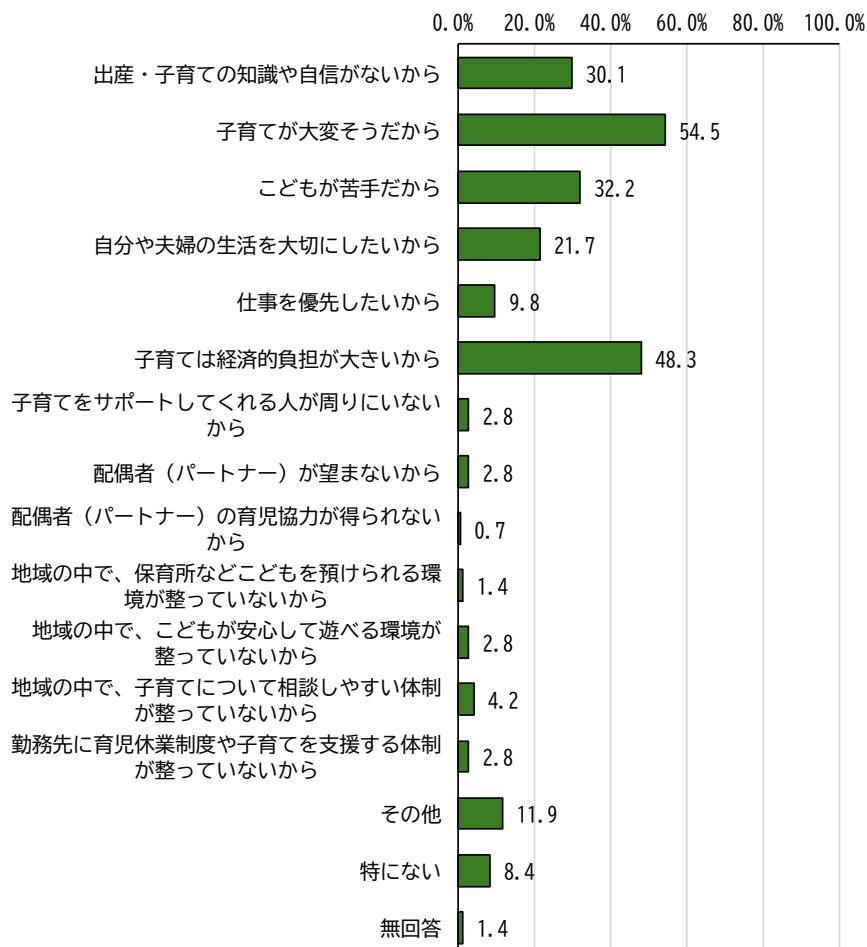
【将来、こどもをもちたいか】

(n=601)



【こどもをもちたいと思わない理由】

(n=143)

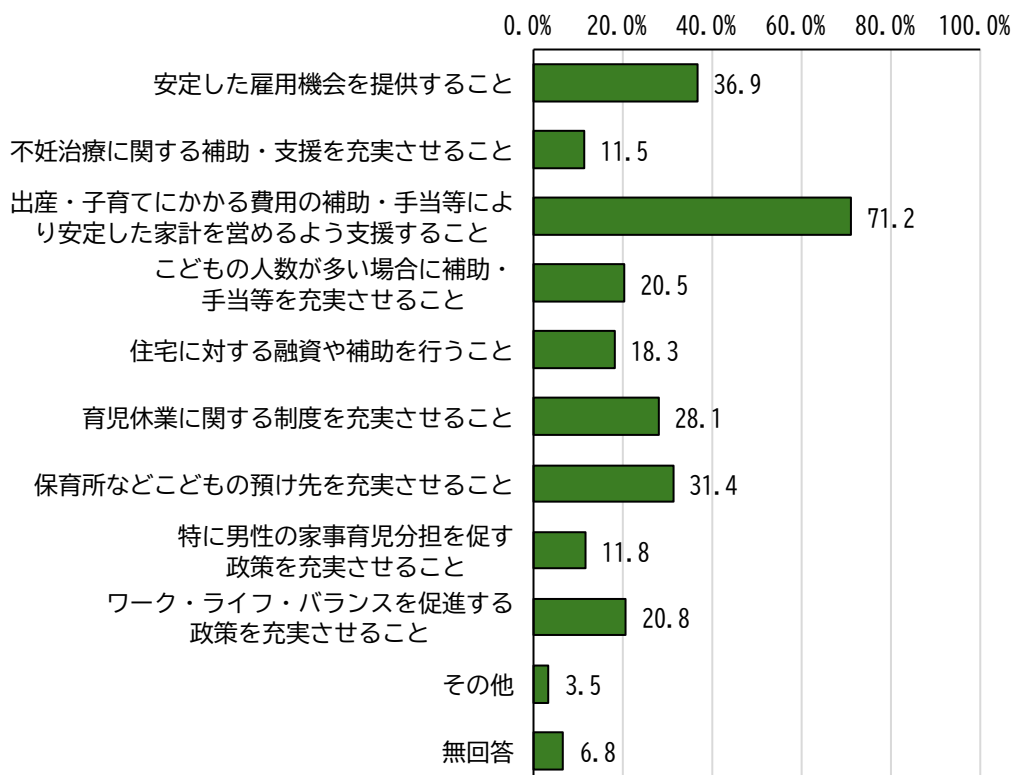


⑤ こどもを安心して産み育てるために重要だと思う施策について

「こどもを安心して産み育てるために重要だと思う施策」については、「出産・子育てにかかる費用の補助・手当等により安定した家計を営めるよう支援すること」が 71.2%で最も多く、次いで「安定した雇用機会を提供すること」が 36.9%、「保育所などこどもの預け先を充実させること」が 31.4%となっています。

【こどもを安心して産み育てるために重要だと思う施策】

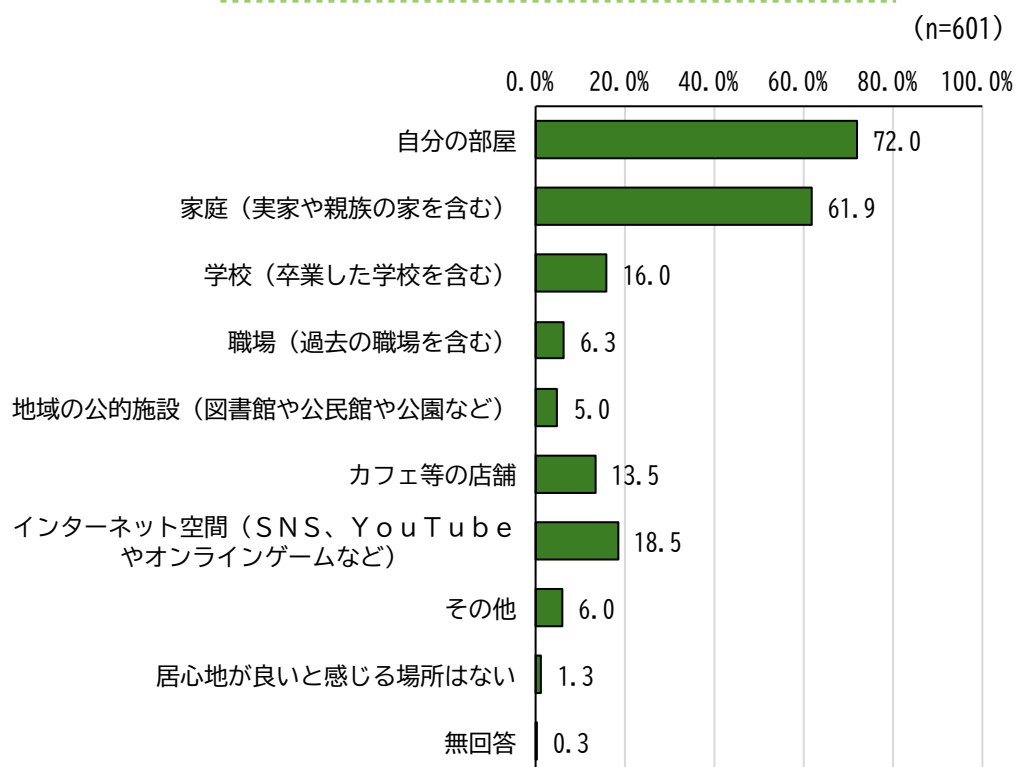
(n=601)



⑥ 居場所について

「居心地が良いと感じる場所（ほっとできる場所）」については、「自分の部屋」が72.0%で最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」が61.9%、「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」が18.5%となっています。

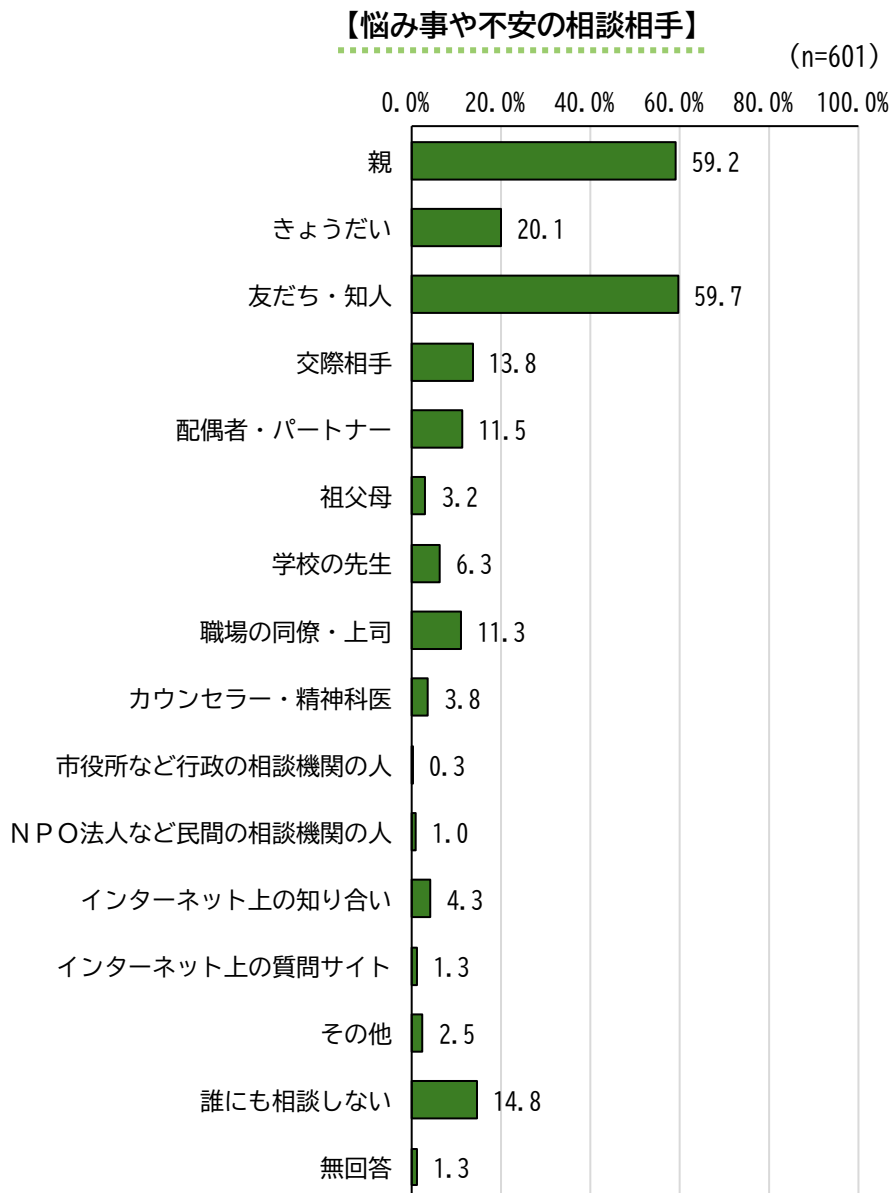
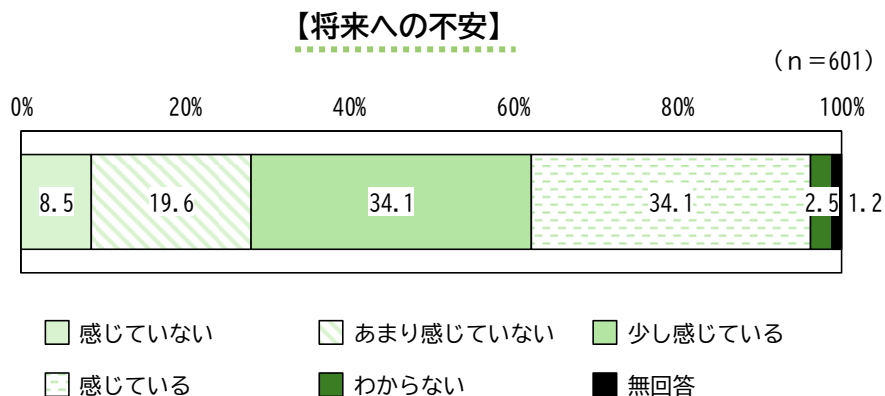
【居心地が良いと感じる場所（ほっとできる場所）】



⑦ 将来への不安について

「将来への不安」については、「少し感じている」「感じている」がそれぞれ34.1%で最も多く、次いで「あまり感じていない」が19.6%、「感じていない」が8.5%となっています。

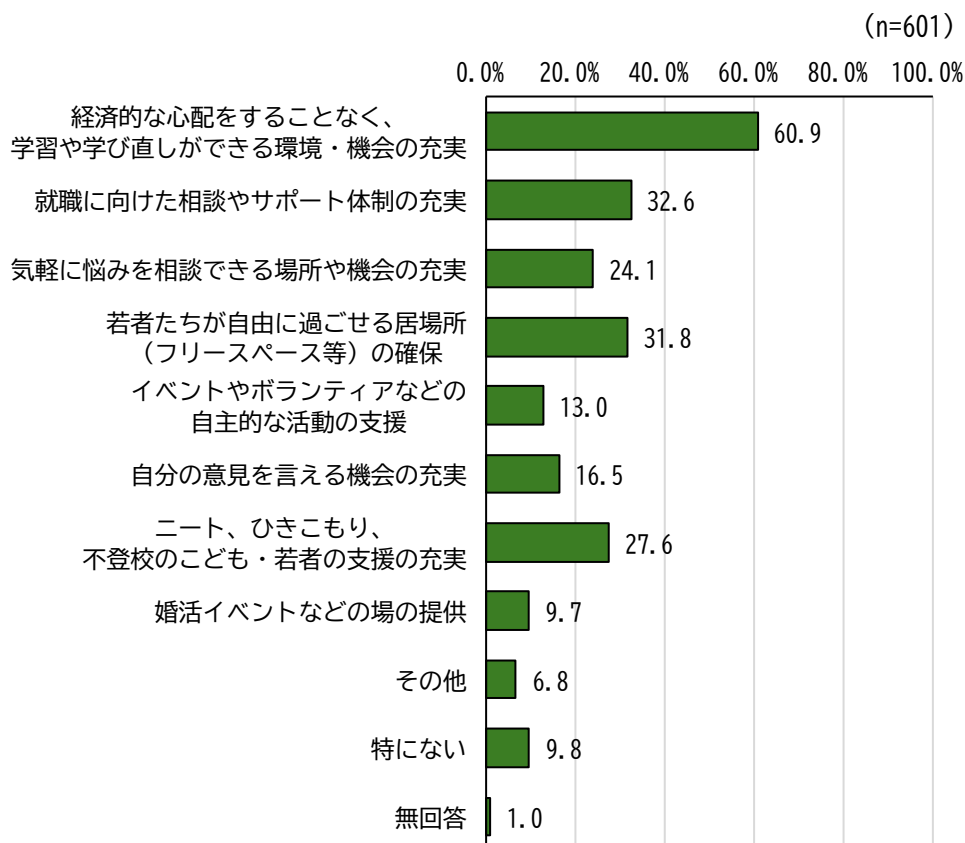
「悩み事や不安の相談相手」については、「友だち・知人」が59.7%で最も多く、次いで「親」が59.2%、「きょうだい」が20.1%となっています。



⑧ あきる野市に求めること

「子どもや若者のために、あきる野市が特に取り組むべきこと」については、「経済的な心配をすることなく、学習や学び直しができる環境・機会の充実」が60.9%で最も多く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制の充実」が32.6%、「若者たちが自由に過ごせる居場所（フリースペース等）の確保」が31.8%となっています。

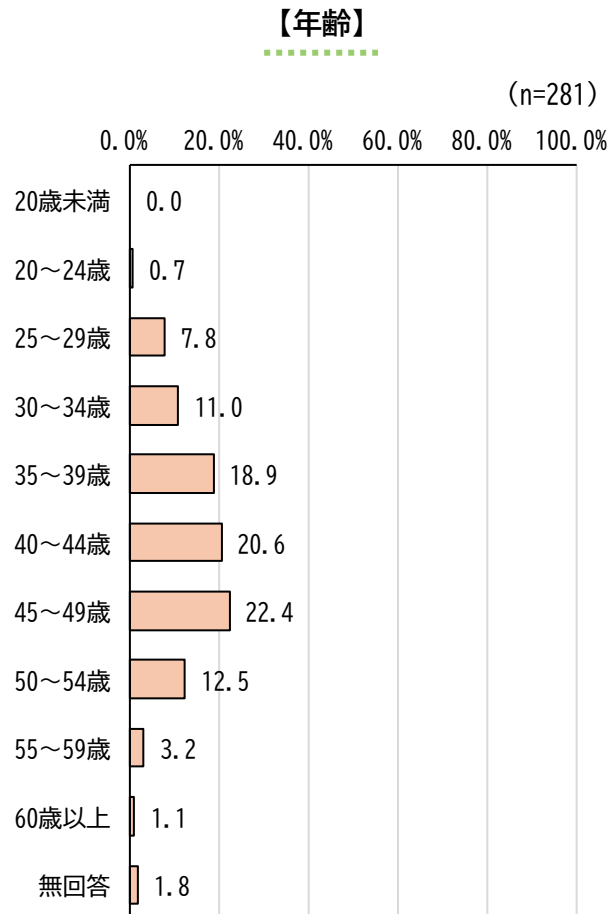
【子どもや若者のために、あきる野市が特に取り組むべきこと】



3. ひとり親家庭に対するアンケート調査

① 回答者の年齢について

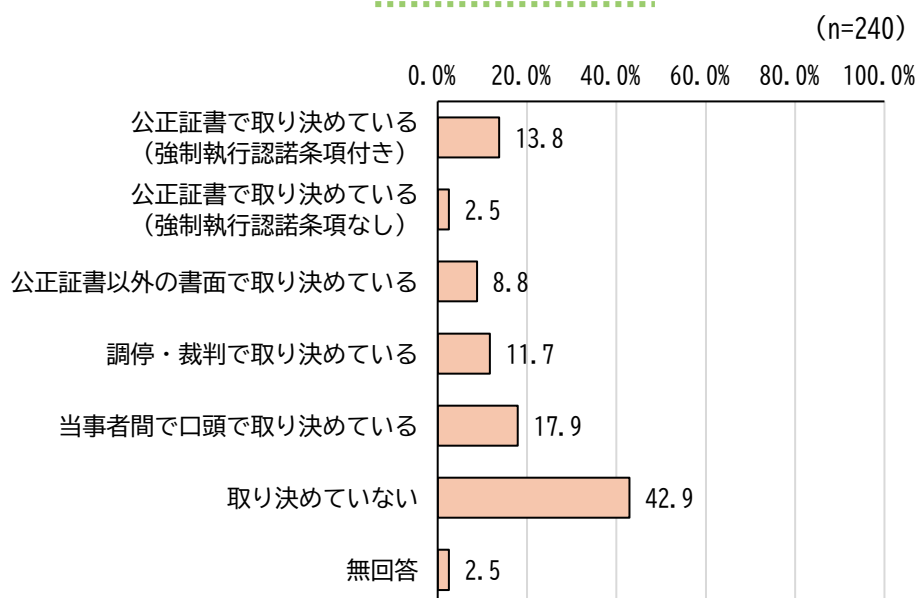
「年齢」については、「45～49歳」が22.4%で最も多く、次いで「40～44歳」が20.6%、「35～39歳」が18.9%となっています。



② 養育費について

「養育費の取り決め」については、「取り決めていない」が42.9%で最も多く、次いで「当事者間で口頭で取り決めていない」が17.9%、「公正証書*で取り決めていない（強制執行認諾条項*付き）」が13.8%となっています。

【養育費の取り決め】

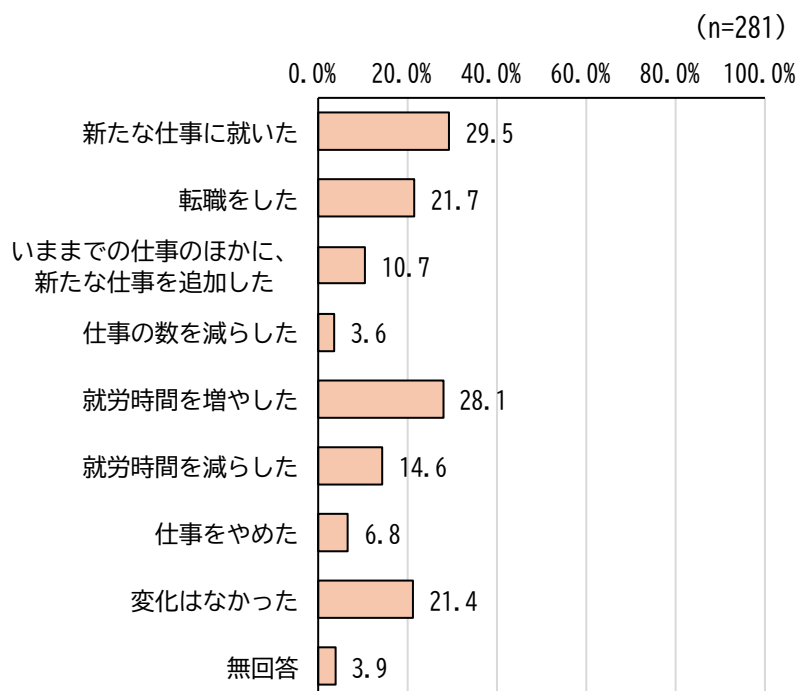


③ 就労状況について

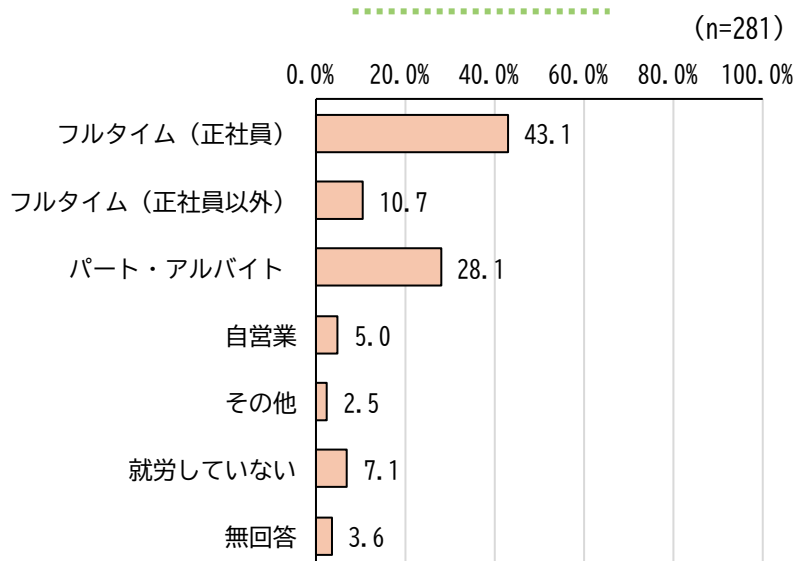
「ひとり親になる前後の仕事上の変化」については、「新たな仕事に就いた」が29.5%で最も多く、次いで「就労時間を増やした」が28.1%、「転職をした」が21.7%となっています。

「現在の就労状況」については、「フルタイム（正社員）」が43.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が28.1%、「フルタイム（正社員以外）」が10.7%となっています。

【ひとり親になる前後の仕事上の変化】



【現在の就労状況】

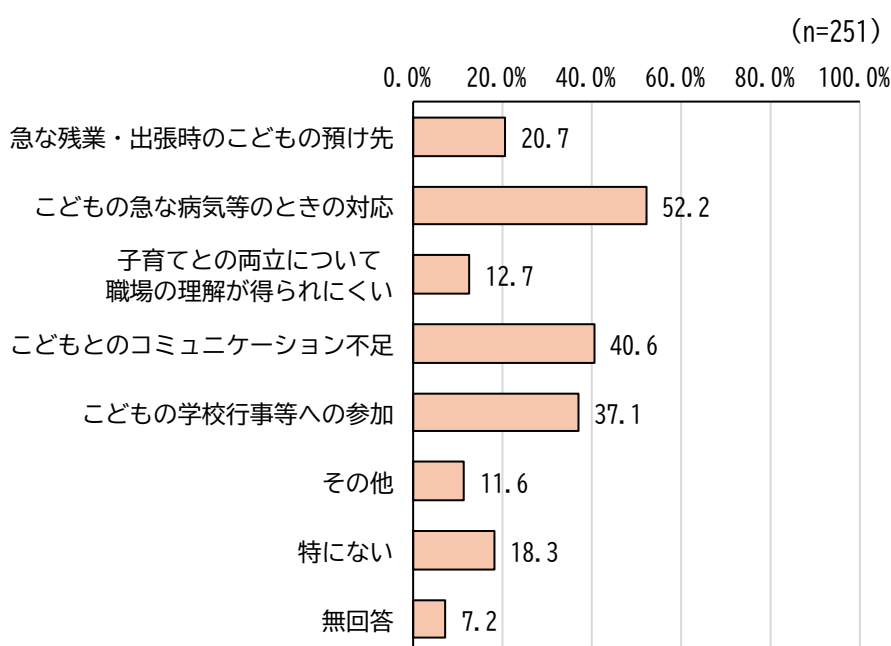


④ 子育て上の困りごとや今後の就労希望について

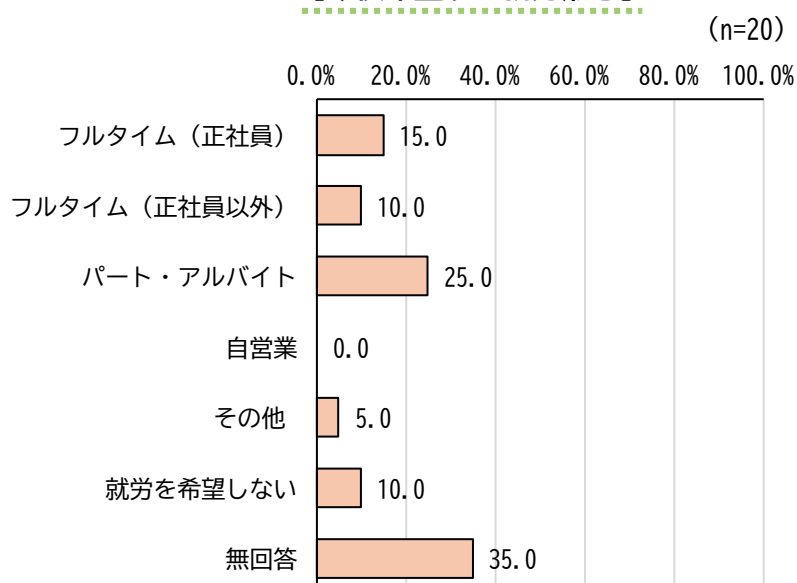
「仕事と子育てを両立するうえで困っていること」については、「こどもの急な病気等の際の対応」が52.2%で最も多く、次いで「こどもとのコミュニケーション不足」が40.6%、「こどもの学校行事等への参加」が37.1%となっています。

現在就労していない方を対象として伺った、「今後希望する雇用形態」については、「パート・アルバイト」が25.0%で最も多く、次いで「フルタイム（正社員）」が15.0%、「フルタイム（正社員以外）」「就労を希望しない」がそれぞれ10.0%となっています。

【仕事と子育てを両立するうえで困っていること】



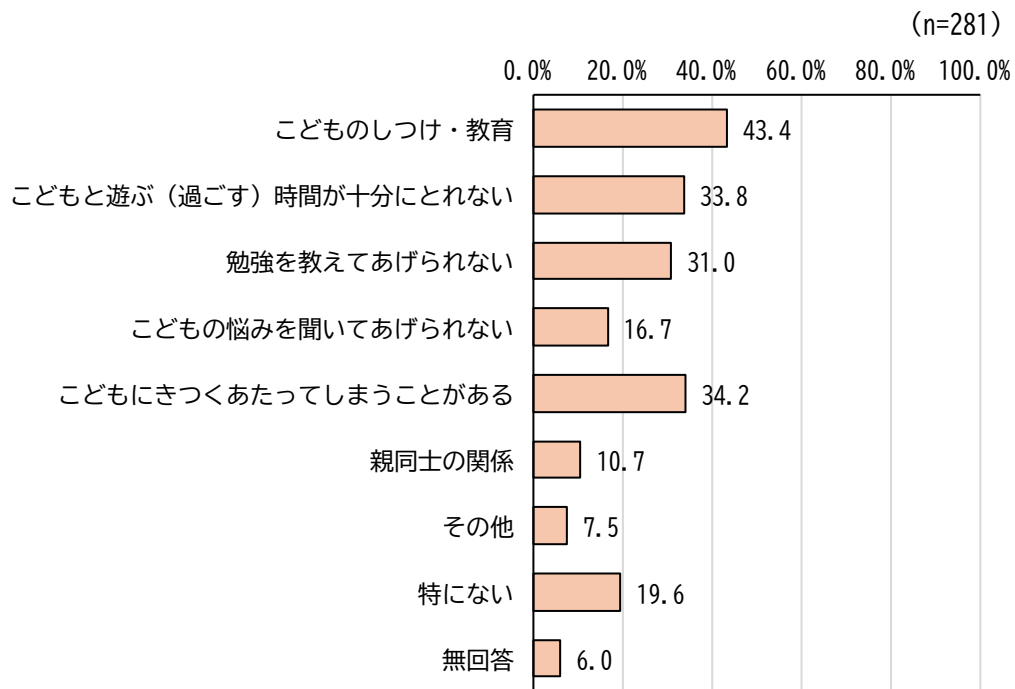
【今後希望する就労形態】



⑤ 子育てに関する不安や悩み等について

「子育てに関する不安や悩み」については、「こどものしつけ・教育」が43.4%で最も多く、次いで「こどもにきつくあたってしまうことがある」が34.2%、「こどもと遊ぶ（過ごす）時間が十分にとれない」が33.8%となっています。

【子育てに関する不安や悩み】

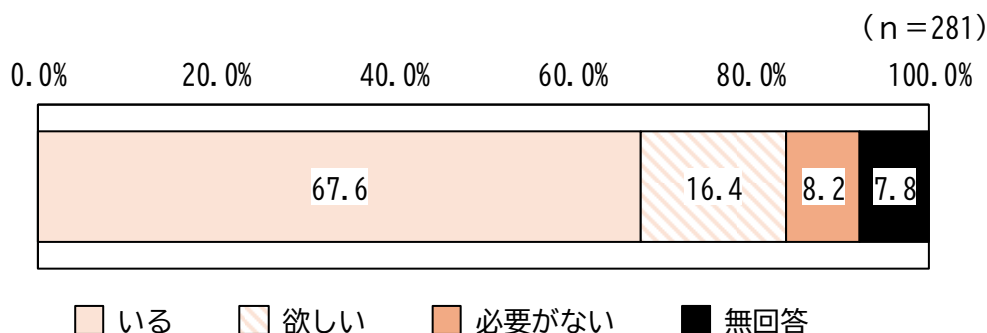


⑥ 悩みの相談相手について

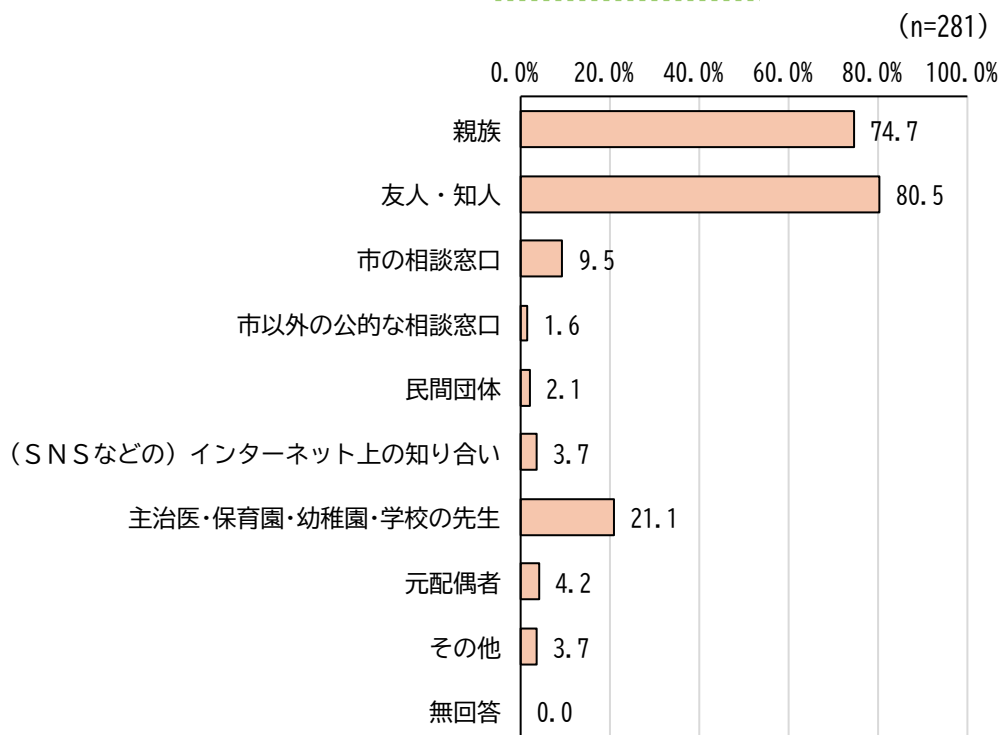
「悩みを相談できる相手の有無」については、「いる」が67.6%で最も多く、次いで「欲しい」が16.4%、「必要がない」が8.2%となっています。

「相談できる相手」については、「友人・知人」が80.5%で最も多く、次いで「親族」が74.7%、「主治医・保育園・幼稚園・学校の先生」が21.1%となっています。

【悩みを相談できる相手の有無】



【相談できる相手】



3 あきる野市の好きなところ・よいところ

①小学5年生・中学2年生調査

codomo マーケットなど、普通はできないようなことを体験できて楽しい。
今のままずっと、トカイナカでいてほしい。



②15～29 歳調査

自然が豊かで本当に展望が素敵な地域だなと思っています。
地域の方が温かく見守ってくださるので、引っ越して来て良かったと思っています。
子育てに関する催し物が多く、孤独を感じてしまいがちな育児も参加者同士で交流することができ、助かっております。



③ひとり親家庭調査

市外から移住してきた友人家族はみんな、景色や畑、風景が気に入って、この地を選びました。私自身も都内で20年弱働いてから、あきる野市へ来て子育てして本当によかったと思っています。
自然も多く、商業施設も以前より増えて住みやすい町だと思います。あきる野市大好きです！



4 こどもの意見聴取結果からみえる現状

(1) 未就学児の意見聴取

■実施日

令和7年3月19日（水）、令和7年3月21日（金）

■聴取対象

市内公立保育園 1箇所 5歳児クラス

■聴取方法

こどもの意見聴取用に作成した紙芝居「きかせてみんなのこえ」の読み聞かせを行い、あきる野市に「あったら良いと思う場所」や「やってみたいこと」について、こどもたちに自由に絵を描いてもらうことで、意見を聴取しました。

その後、児童一人ひとりに「おもいきりからだをうごかしてあそべるまち」「いきものやしぜんとふれあえるまち」「おうちいがいでもあそべるばしょがあるまち」「いろんなひととふれあえるまち」のイラストを提示し、その中から自分の希望に合うものを2つ選んでもらい、選んだ理由を聴取しました。

■実際に聴取した意見

①「あったら良いと思う場所」「やってみたいこと」の意見聴取

<あったら良いと思う場所>

「あったら良いと思う場所」では、博物館や虫や動物とのふれあい体験ができる施設をはじめとした意見が多くあがったほか、テーマパークや遊園地等の施設などの意見もあがりました。

<やってみたいこと>

「やってみたいこと」では、自然体験や、動物とのふれあいなどの意見があがりました。

【こどもたちが自由に描いた絵】



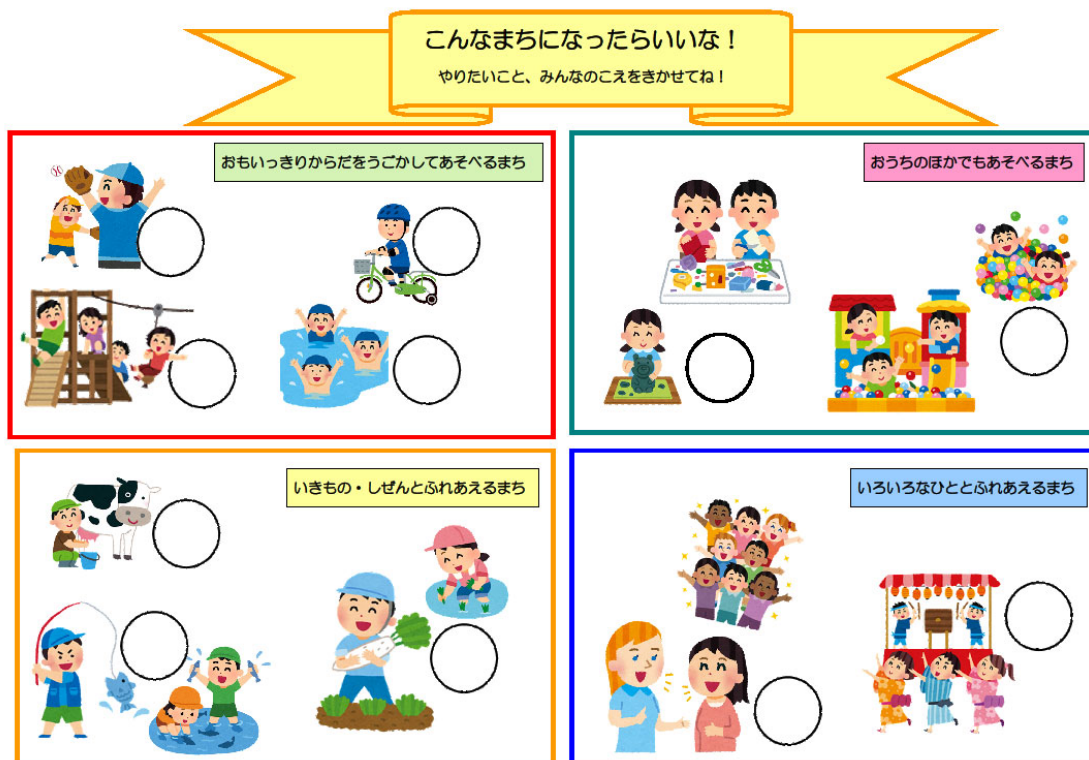
イルカに会いたい



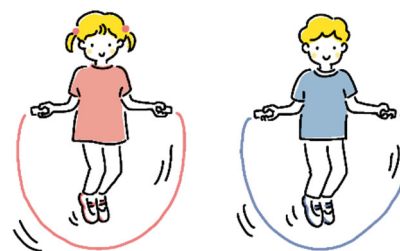
家の近くに虫がいっぱいいるところがあつたらいいな

②イラストを用いた意見聴取

【意見聴取で使用したイラスト】



- 「おもいっきりからだをうごかしてあそべるまち」を選んだ理由
アスレチックであそびたいから
野球がしたい など
- 「おうちのほかでもあそべるまち」を選んだ理由
ボールプールが楽しいから
ものを作ることが好きだから など
- 「いきもの・しぜんとふれあえる」を選んだ理由
芋ほりや大根の収穫が楽しかったから
魚釣りをして遊びたいから
動物に触ってみたいから など
- 「いろいろなひととふれあえるまち」を選んだ理由
お祭りやイベントに参加したいから
お祭りでたくさん食べたりしたいから など



《結果から見える現状》

意見聴取を通して、生き物に触れる機会や自然体験など、多様な遊びや体験活動を求めている意見があることが分かりました。

(2) 小学生・中学生の意見聴取（あきる野市子どもの学習・生活支援事業）

■実施日

令和7年3月6日（木）～令和7年3月12日（水）

■聴取対象

子どもの学習・生活支援事業を利用する小学5・6年生、中学1～3年生

■聴取方法

対象児童・生徒を全体及び個別に分け、意見聴取を実施しました。

■実際に聴取した意見

① 居場所について

【小学生】	【中学生】
—放課後よく過ごす場所— 家/公園/友達の家/学校/習い事/学童 など	—放課後よく過ごす場所— 家/友達の家/公園/塾/部活や習い事 など
—あったら良い場所— スーパーなどの商業施設/駄菓子屋 友達と一緒に勉強ができる場所/大きい公園 不審者がきたときに逃げ込める場所 など	—あったら良い場所— 自習室/カフェ/勉強ができる場所/本屋 ボールが使える公園や場所/美術館/博物館 大きなショッピングモールや飲食店 など
—居づらい場所— 学校/職員室/学童/路地裏/汚いところ など	—居づらい場所— 学校/家/公園/人がいなくて暗いところ など

② どのような方法であれば、あきる野市に意見を伝えやすいか

【小学生】	【中学生】
市の職員や市長に直接意見を伝えられる場 手紙/LINE/スマホやタブレット/意見箱 など	WEB サイト/市長・市職員に直接/電話やメール 学校でアンケートをとる など

③ あきる野市に言いたいこと（どのようなことでも可）

【小学生】	【中学生】
<ul style="list-style-type: none">・ 観光できる場所を増やしてほしい・ 自然を活かした施設を作してほしい・ 川沿いの雑草や杉の木の管理をしてほしい・ 街をきれいにしてほしい・ 電車の本数を増やしてほしい・ 不審者がいなくなしてほしい など	<ul style="list-style-type: none">・ 大型のショッピングモールやスーパーなど、買い物できる場所がほしい・ 公園以外にも、遊べる場所がほしい・ 電車の本数を増やしてほしい・ 学校の校舎や設備を綺麗にしてほしい・ 街灯や道路を整備してほしい・ 川などの自然環境を守ってほしい など

《結果から見える現状》

子どもたちが安全・安心に生活できる環境の整備が求められていることが分かりました。

(3) 学童クラブ・児童館での意見聴取



■実施日

令和7年6月25日（水）

■聴取対象

学童クラブ・児童館を利用する小学校1～6年生

■聴取方法

こどもの意見聴取用に作成した紙芝居「きかせてみんなのこえ」の読み聞かせを行った後、少人数のグループ（4人程度）に分け、対面でヒアリングを実施しました。

■実際に聴取した意見

① 学童クラブ・児童館の好きなおところなどについて

●学童クラブ・児童館の好きなおところや遊び

お絵描き/本読み/トランプ/切り絵/お友達と遊ぶこと など

●嫌なおところ・直して欲しいところ

声とかがうるさい/いつも狭い

もう少し遅くまで遊べるようにしてほしい など

●どのようなところだったら、もっと来たいと思うか

お祭りなどのイベントがあったらもっと来たい

泳ぎの練習ができるようにしてほしい など

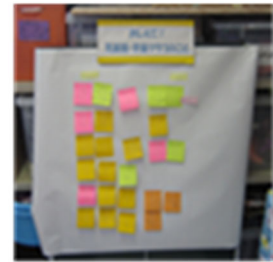
【集まった意見】



② あきる野市にあったら良いと思う場所について

- ・動物とふれあえるところ
- ・自然であそべるところ
- ・大きい公園や買い物ができるところ など

【集まった意見】



③ 休日の過ごし方について

- ・勉強や宿題をする
- ・プールやダンスの習い事
- ・テレビを見たり、スマートフォンやタブレットを使っている
- ・家族とお出かけする など

【集まった意見】



《結果から見える現状》

児童館を利用する児童にとって、他者と関わりながら育ち、安心して過ごすことのできる「居場所」として、大切な居場所のひとつであることが分かりました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野

あきる野市では、全てのこどもや若者が、自分らしさを尊重されながら健やかに成長し、未来へ希望をもって歩いていける「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのためには、一人ひとりの声に耳を傾け、多様な背景や個性を受けとめるとともに、こどもや若者が日々の生活の中で地域や社会に支えられ、自分の力を発揮していける環境を整えることが重要です。

また、市が持つ豊かな自然や伝統、文化、地域コミュニティの中で心身共に成長し、希望を持って未来を描いていけるよう後押ししていくことも重要となります。

このような考え方を踏まえ、本計画の基本理念を「すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野」と定めます。

～基本理念に込めた思い～

- 全てのこどもや若者が主役であり、誰ひとり取り残さないこと
- 個性や多様性*が尊重され、自分自身の考えが表明できること
- 夢や希望に向かい、自身の意思で自分の道を切り拓いていけること
- 豊かな自然や伝統、文化にふれながら地域や社会に支えられ、成長すること



2 基本目標

本計画の策定に当たり、重要となる「こども大綱」は、全てのこどもや若者が健やかに成長し、将来にわたり自分らしく生きられる社会を目指すための最も基本的な方針となります。その趣旨である、こどもの育ちをライフステージを通じて捉える視点や、年齢ごとの課題に応じた支援、そして子育て家庭を社会全体で支えていくことの重要性をしっかりと踏まえながら、基本理念の実現のために以下の3つの基本目標を掲げ、施策の方向性を定めます。

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

こどもや若者一人ひとりの意見や思いを大切に受け止め、その成長の歩みを温かく支えていきます。また、こどもの誕生前から青年期、子育て当事者に至るまでの様々な場面において、それぞれの声にしっかりと耳を傾け、安心して学び、多様な体験を積み重ねることができる支援体制を築きます。こうした中で、一人ひとりが自分らしく力を伸ばし、夢や希望に向かって自ら未来を描いていけるよう、地域や社会と共に学びや活動のできる環境を整えます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

こどもや若者は、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、それぞれのライフステージに応じて異なる課題やニーズを抱えています。発達の段階に応じた支援を展開し、全てのこどもや若者が安心して生活でき、自らの可能性を広げていけるよう様々な分野の関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組みます。また、一人ひとりの個性や思いが尊重される中で、夢や希望に向かって未来へ踏み出していけるよう、地域や社会が共に支える仕組みを整えていきます。

基本目標3 子育て当事者への支援

こどもたちの健やかな成長には、家庭や地域の幅広い支えが欠かせません。子育てを担う全ての方々が安心して子育てに向き合い、自らの考えや希望を大切にしながら歩いていけるよう、経済的負担の軽減や子育て環境の整備など、多様な支援策を充実させていきます。また、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることなく、こどもも大人も笑顔でつながり合える環境づくりを進めることで、全てのこどもが自分らしく育つ未来につなげていきます。

第4章 あきる野市こども支援施策の展開

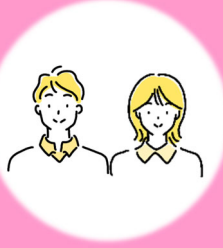
1 計画の全体像

本計画が掲げる基本理念の実現に向けて、3つの基本目標のもと、施策の展開を図ります。

すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野	基本理念			
	基本目標1 こども・若者の意見を尊重し 健やかな育ちを支援	施策1-1	こども・若者を主体とする取組の推進	
		施策1-2	多様な遊びや、体験活動の推進	
		施策1-3	こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供	
		施策1-4	貧困の状況にあるこども・若者への支援	
		施策1-5	障がい等のあるこども・若者への支援	
		施策1-6	多様な背景を持つこども・若者への支援	
		施策1-7	こども・若者の安全を確保する環境整備	
	基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない こども・若者支援	誕生前から幼児期の支援		
		施策2-1	妊娠前から乳幼児期にかけての切れ目のない支援	
		施策2-2	こどもの健やかな成長を支える環境の充実	
		学童期・思春期の支援		
		施策2-3	こどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の整備	
		施策2-4	こども・若者の居場所づくりの推進	
		施策2-5	心身の健康や社会的自立に向けた支援	
		施策2-6	困難な状況にあるこども・若者への支援体制の整備	
		青年期の支援		
		施策2-7	若者の将来に向けた支援	
		施策2-8	悩みや不安などを抱える若者や家族に対する相談体制の充実	
		基本目標3 子育て当事者への支援	施策3-1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
			施策3-2	地域で安心して子育てのできる体制の整備
施策3-3			仕事と子育ての両立や、男女協働の子育ての推進	
施策3-4	ひとり親家庭への支援			

ライフステージ

妊娠前



妊娠期・出産期



乳幼児期



施策1-1 こども・若者を主体とする

施策1-2 多様な遊びや、体験活動の推進

施策1-3 こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供

施策1-5 障がい等のあるこども・若者への

施策1-6 多様な背景を持つこども・若者への支援

施策1-7 こども・若者の安全を確保する

施策2-1 妊娠前から乳幼児期にかけて切れ目のない支援

○保健師・助産師相談 ○伴走型相談支援事業 ○各種健康診査

施策2-2 こどもの健やかな成長を支える環境の充実

○教育・保育の提供体制の確保 ○乳児等通園支援事業

施策3-1 子育てや教育に関する経済的負担

施策3-2 地域で安心して子育てのできる体制

施策3-3 仕事と子育ての両立や、男女協働の子育ての推進

施策3-4 ひとり親家庭への支援

基本目標1

こども・若者の意見を尊重し
健やかな育ちを支援

基本目標2

ライフステージに応じた切れ目のない
こども・若者支援

基本目標3

子育て当事者への支援

基本理念 すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野

学童期



思春期



青年期



取組の推進 ○人権教育の推進 ○道徳教育の推進 ○こども・若者への意見聴取

○スポーツ活動の普及 ○大島・子ども体験塾 ○安全・安心に利用できる子育て空間の充実

○各種健康診査 ○予防接種事業 ○健康相談事業

施策1-4 貧困の状況にあるこども・若者への支援

○子どもの学習・生活支援事業 ○就学援助費の支援 ○受験生チャレンジ支援貸付事業

支援 ○特別支援教育の充実 ○教育相談体制の充実 ○障がい者（児）に対する相談支援 ○障がい者に対する就労・生活相談支援

○ヤングケアラー支援 ○複合化・複雑化した課題を抱えた若者への支援 ○要保護児童対策地域協議会

環境整備 ○自殺対策事業 ○青少年問題協議会 ○要保護児童対策地域協議会

施策2-3 こどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の整備

○学校教育の充実 ○青少年健全育成事業の推進

施策2-4 こども・若者の居場所づくりの推進

○放課後子ども教室の充実 ○学童クラブ事業の充実 ○子ども食堂推進事業

施策2-6 困難な状況にあるこども・若者への支援体制の整備

○いじめ防止対策の推進 ○不登校児童・生徒への対応の充実 ○こころの健康相談

施策2-8 悩みや不安などを抱える

若者や家族に対する相談体制の充実

○悩みや不安を抱える若者の相談支援

○こころの健康相談

施策2-5 心身の健康や社会的自立に向けた支援

○キャリア教育の推進 ○中学生の職場体験学習受入 ○保健師・助産師相談

施策2-7 若者の将来に向けた支援

○就労準備支援事業 ○就労相談・創業相談

の軽減 ○医療費の助成 ○児童手当の支給 ○幼児教育・保育に対する支援

の整備 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○家庭教育支援の充実 ○子育て関連情報の提供

○ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業 ○育児休業制度等の普及啓発 ○男女共同参画の意識啓発

○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○児童育成手当・児童扶養手当の支給

2 施策の展開

基本目標 1

こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

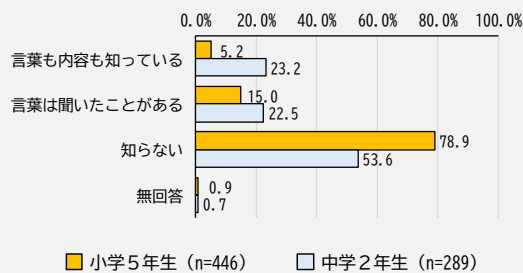
現状・課題

- ・こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく健やかに暮らし、それぞれの幸福な未来を生きることができるよう、こども自身に対する「こどもの権利」に関する啓発が重要です。
- ・幼児期から学童期、思春期、青年期においては、様々な体験を通じた経験が成長に大きな影響を与えることから、体験的な学習を通じた教育の推進が求められています。
- ・妊娠前から妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期を経て青年期に至るまで、ライフステージごとに中断なく、持続的に保健・医療サービスや相談支援を受けられる体制の整備が重要です。
- ・こども・若者の貧困は、経済的な面だけでなく、社会的孤立*につながる深刻な課題であるため、その解消に向けた取組が求められています。貧困及び貧困の連鎖*によって、こども・若者の将来が閉ざされることのない環境づくりが求められています。
- ・障がいや、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、発達や将来の自立、社会参加を支援していくことが重要です。
- ・様々な背景を持つこどもや若者が直面する課題は複雑化しています。国籍や家庭環境、障がいの有無、ヤングケアラー*等、個々のニーズに合った柔軟な支援の実施が重要です。
- ・犯罪被害や事故、災害によって、こども・若者の生命・尊厳・安全が脅かされることがないように、安全・安心に過ごせる環境の整備やこども・若者自身の危機管理能力の向上が求められています。また、全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあります。自殺は個人の課題ではなく、社会全体の課題として捉え、対策に取り組む必要があります。

アンケート調査結果

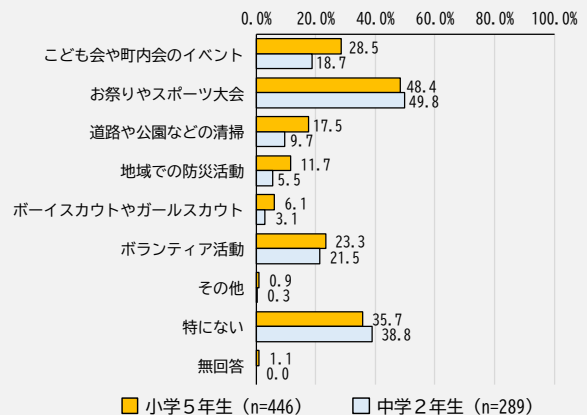
【ヤングケアラーという言葉の認知度

(小5・中2調査)



【今後参加してみたい地域活動

(小5・中2調査)



施策
1-1

こども・若者を主体とする取組の推進

こども基本法やこども大綱において、こども・若者は生まれながらにして権利の主体であり、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しすることの重要性が示されています。また、自らの権利や社会に関する情報・知識を学び、安心して自由に意見を表明する機会を保障することも必要となります。

人権教育や道徳教育を推進することで、こどもの権利や人権意識の定着に努めます。また、こども・若者からの意見聴取を継続して実施します。

主な取組

● 人権教育の推進【指導室】

人権について学び、人の多様性を理解し、思いやりのある行動をとることのできるこどもを育成するため、人権教育を推進します。

● 道徳教育の推進【指導室】

豊かな心を育み規範意識を高めるため、教育活動全体を通して、道徳教育を推進します。

● こども・若者への意見聴取【こども政策課】

こども・若者からの意見を聴く機会を設け、施策の実効性を高めます。

こんな声がありました

- ・こどもの意見を尊重してほしい。(小5・中2調査)
- ・こども達が直接、市の人に意見を言う機会を増やしてほしい。(15~29歳調査)



施策

1-2

多様な遊びや、体験活動の推進

こどもや若者が自己肯定感*や社会性を育みながら、健やかに成長していくためには、多様な遊びや体験活動の機会が重要です。そのため、スポーツ活動の機会創出や本市の自然を活用した体験機会の提供など、様々な遊びや体験活動に、こどもたちが自らの興味や関心に基づいて、主体的に参加できる環境整備を推進します。

また、公園や子育て空間についても、インクルーシブ*を考慮した誰もが安心して利用できる環境を整備します。

主な取組

- **スポーツ活動の普及【スポーツ推進課】**
こどもの体力向上や健康づくりを図るため、地域の中で、スポーツ参加の機会を創出します。
- **大島・子ども体験塾【生涯学習推進課】**
地域や年齢を超えた交流や大島の大自然の中での様々な体験活動を通じて、自らの力で社会に貢献できる人材を育成します。
- **安全・安心に利用できる子育て空間の充実【都市政策課・住宅政策課】**
安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保のため、市の計画等を生かしたまちづくりを進めます。
また、計画的に老朽化した遊具、施設の更新を行います。

こんな声がありました

- ・ 工作や伝統工芸を体験できる場所がほしい。(小5・中2調査)
- ・ 遊具があって、ボール遊びができる公園を増やしてほしいです。(小5・中2調査)
- ・ 進学や就職に漠然とした不安を抱えるのは、経験不足も一因と考えられるため、こどもの「これをやりたい」という自発的な意思を引き出すために、誰もが参加・体験できるイベントを整備する必要がある。
(青少年に関する専門部会の委員)



施策 1-3

こども・若者への切れ目のない保健や医療の提供

成育の過程にあるこども・若者への相談支援体制を充実させることにより、こども・若者の心身の健康状態を把握し、年齢やライフステージに応じた切れ目のない保健・医療サービスを提供することで、こども・若者の健康の維持増進に努めます。

主な取組

- 各種健康診査【こども家庭センター】
乳幼児の疾病などの早期発見を図り、早期に適切な支援につなげ、親の育児不安の発見と軽減に努めます。
・ 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健診、乳幼児発達健康診査
- 予防接種事業【健康課】
麻しん・風しんワクチンなどの定期予防接種*を実施するとともに、対象者・未接種者に対し個別勧奨通知により接種時期等をご案内します。
- 健康相談事業【健康課】
保健師や管理栄養士による相談支援を実施します。

こんな声がありました

- ・ 誰でも受け入れてくれるクリニックや病院があったらよい。(15～29歳調査)



施策 1-4

貧困の状況にあるこども・若者への支援

家庭の経済的な貧困は、学習機会や進学に支障をきたすほか、豊かな経験・体験の機会を失う可能性もあるため、貧困状態のこども・若者への支援が重要です。

貧困状態に置かれているこども・若者が、将来に希望を持ちながら、健やかに成長できるよう、学習支援や生活習慣の形成、保護者への養育支援を通じて貧困世帯のこどもの学習を支援します。また、就学に関する一部費用を援助し、経済的負担を軽減することで、家庭の状況に関わらず、等しく就学できる機会を整備します。

主な取組

- 子どもの学習・生活支援事業【こども政策課】
将来に希望を持って就学できるよう、学習意欲や学力の向上及び生活習慣の形成や社会性の獲得に取り組み、相談支援を行います。また、保護者に対する養育支援を行います。
- 就学援助費の支給【教育総務課】
経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、就学に関する費用の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 受験生チャレンジ支援貸付事業【生活福祉課】
学習塾などの費用や、高校、大学などの受験費用について、貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯のこどもを支援します。

こんな声がありました

- ・お金の心配なく、誰でも勉強を教えてもらえる場があったらいいと思います。(15～29歳調査)
- ・経済的に困窮している家庭は経験・体験も同様に貧困の可能性があるので、全てのこどもが等しく経験を重ねることができる機会の整備が必要である。(支援が必要なこどもに関する専門部会の委員)



施策 1-5

障がい等のある子ども・若者への支援

障がい等の状態や発達の特性に応じた指導や相談体制を充実するとともに、障がい者・障がい児とその家族を対象とした相談支援を行い、障がい等のある子どもや若者が、住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく過ごすことができる地域社会を目指します。

主な取組

- 特別支援教育*の充実【指導室】
全ての子どもたちの個性を大切にし、それぞれの特性に応じた支援が行えるよう、各学校における指導の充実を図ります。
- 教育相談体制の充実【指導室】
特別な支援を要する児童・生徒や悩みや不安を抱えている児童・生徒、保護者への相談体制の充実を図ります。
- 障がい者（児）に対する相談支援【障がい者支援課】
障がい者基幹相談支援センター*を中心に、障がい者（児）及びその家族に対し、総合的な相談支援を行います。
- 障がい者に対する就労・生活相談支援【障がい者支援課】
障がい者就労・生活支援センター*を中心に、障がい者及びその家族に対し、就労相談支援や生活相談支援を行います。

こんな声がありました

- ・障がい等のある人たちが生活しやすい環境になってほしい。（15～29歳調査）



施策

1-6

多様な背景を持つ子ども・若者への支援

子どもや若者が抱える悩みや不安は、家庭環境や本人の精神状況など、それぞれの背景によって異なります。全ての子どもや若者がそれぞれの個性や状況に応じて必要な支援を享受しながら、安心して成長できる社会を実現するために、ヤングケアラー支援や包括的な相談対応、児童虐待*の未然防止など、誰ひとり取り残さない支援体制の充実に取り組みます。

主な取組

- ヤングケアラー支援【こども家庭センター】
ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、ヤングケアラーコーディネーター*を配置し、支援体制の強化を図ります。
- 複合化・複雑化した課題を抱えた若者への支援【福祉総務課】
ひきこもり、孤独、孤立など複合化・複雑化した課題を抱えた若者の相談を受け止め、関係機関と連携し支援します。
- 要保護児童*対策地域協議会【こども家庭センター】
要保護児童等とその家庭について関係機関と情報共有をし、適切な対応に努めます。また、児童虐待等を予防するとともに、要保護児童及び要支援家庭*等の早期発見及び支援に努めます。

こんな声がありました

- ・ 幼いきょうだいの世話や、家計を支えなければならないがために、部活動への参加や友人との交遊ができない学生が多数いる。
(青少年に関する専門部会の委員)



「ヤングケアラー」を知っていますか

家族のために、大人がするような家事や家族の世話などを過度に行っている子どもや若者のことです。市では、ヤングケアラー支援をするための役割を担うヤングケアラーコーディネーターを、こども家庭センターに配置しています。



施策 1-7

子ども・若者の安全を確保する環境整備

子どもや若者が安心して暮らし、伸びやかに成長していくためには、日常生活のあらゆる場面で安全が確保されていることが欠かせません。

犯罪や虐待、自殺などから子どもを守るための体制づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成に向けて関係機関と連携し、地域社会全体で危険や課題に対応できる仕組みを強化することで、子どもや若者が安心して生活できる基盤を支えていきます。

主な取組

● 自殺対策事業【健康課】

ゲートキーパー*研修や事業、イベントでの周知・啓発等を行うことで、自殺対策に係る取組を推進します。

● 青少年問題協議会【生涯学習推進課】

関係機関と連携を図り、青少年犯罪の動向や健全育成への取組などについて、情報の共有を行います。

● 要保護児童対策地域協議会【子ども家庭センター】【再掲】

要保護児童等とその家庭について関係機関と情報共有をし、適切な対応に努めます。また、児童虐待等を予防するとともに、要保護児童及び要支援家庭等の早期発見及び支援に努めます。

こんな声がありました

・犯罪のない市にしてほしい。(小5・中2調査)



オレンジリボンとは

オレンジリボンは、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す運動（オレンジリボン運動）の全国で共通した象徴である「子ども虐待防止のシンボルマーク」です。
オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。



基本目標2

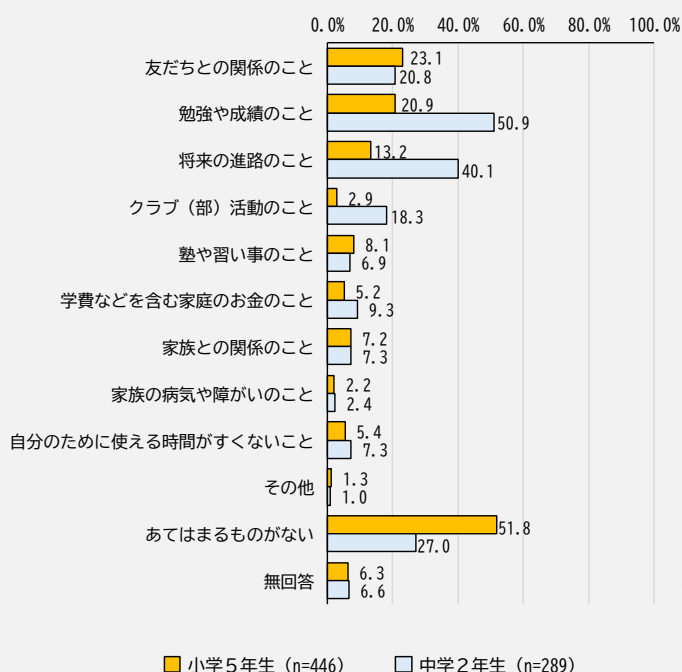
ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

現状・課題

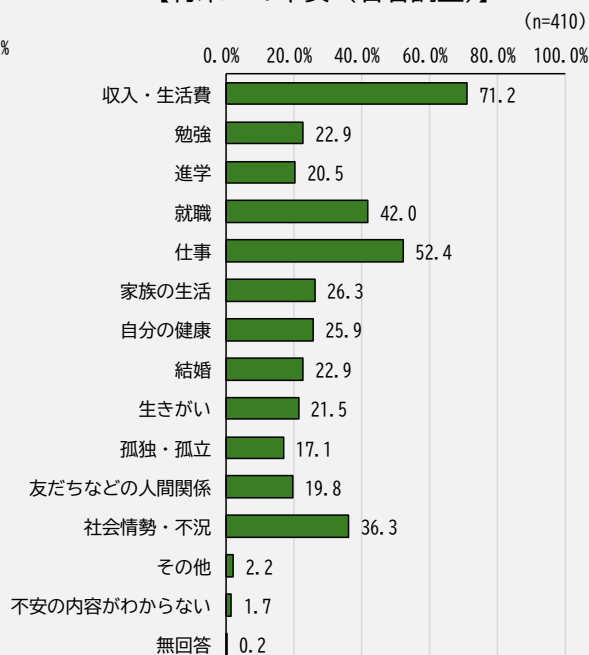
- ・こどもの誕生前から幼児期にかけては、こどもの将来にわたるウェルビーイング*の基礎を培う最も大切な時期であることから、切れ目のない保健・医療の確保や、成長の保障、遊びの充実といった環境の整備が重要です。
- ・幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、困難な状況にあるこどもを含めた、一人ひとりのこどもに向けた支援への取組が求められています。
- ・学校で過ごす時間は学童期・思春期のこどもにとって、他者との関わりのなかで社会性を培うことができる重要な期間であり、また、学習習慣の形成をも担うことから、学校教育の充実について推進していく必要があります。
- ・小学5年生・中学2年生及び15～29歳の若者世代を対象としたアンケート調査では、「ほっとできる居場所はない」と回答した方が一定数いる事からも、引き続き、安心して過ごせる居場所の整備が求められています。
- ・こどもや若者が、社会的に自立した存在となるために、学童期・思春期において、将来の職業観を育む機会の拡充や、困難な状況にあるこども・若者への包括的な支援が求められています。
- ・アンケート調査においても、年代ごとに抱えている不安や悩み等が多様であることから、一人ひとりに応じた支援を実施できるよう、環境の整備に努める必要があります。

アンケート調査結果

【現在の悩みや困りごと（小5・中2調査）】



【将来への不安（若者調査）】



誕生前から幼児期の支援

施策 2-1

妊娠前から乳幼児期にかけて切れ目のない支援

誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するためには、妊娠・育児期の孤立を防止し、不安を軽減するとともに、子どもやその家庭が抱える困難を早期に把握し、包括的に支援していくことが重要です。

妊娠前の相談支援や妊娠期から乳幼児期を一貫して支援する伴走型相談支援事業*をはじめとした、相談支援や情報提供、健康診査など切れ目なく多様な支援を実施します。

主な取組

- 保健師・助産師相談【こども家庭センター】
不妊症*や不育症*、予期せぬ妊娠など、妊娠前からの相談支援に取り組みます。
- 伴走型相談支援事業【こども家庭センター】
妊娠期から出産、子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ相談支援と経済的支援を一体とした事業を実施します。
- 各種健康診査【こども家庭センター】
乳幼児の疾病などの早期発見を図り、早期に適切な支援につなげ、親の育児不安の発見と軽減に努めます。
 - ・ 3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健診、乳幼児発達健康診査

こんな声がありました

- ・ 心理士*や社会福祉士*、精神保健福祉士*などの資格を取得されている方の相談援助があると助かると感じました。特に心のケアの専門分野があると安心できると感じます。(ひとり親家庭調査)



ご存じですかマタニティマーク

妊婦又は出産後間もない産婦であることを周囲の人に知ってもらい、周囲の人が配慮しやすくするためのマークです。
2006年3月10日にマタニティマークが誕生し、2024年11月19日には、双子や三つ子のデザインも新たに導入されました。



施策

2-2

こどもの健やかな成長を支える環境の充実

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う、人生において重要な過程の一つです。幼稚園や保育所等において、こどもが安心して遊び、健やかに成長することができる質の高い幼児教育・保育を提供します。

主な取組

● 教育・保育の提供体制の確保【保育課】

幼稚園・保育所等の施設類型を問わず就学前の児童の発達過程に応じた質の高い幼児教育・保育を提供することができるよう、国や東京都の取組などを活用した支援に取り組みます。また、多様なニーズに応じた保育サービスを提供できるよう既存幼稚園等の認定こども園*等への移行の支援について取り組みます。

● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【保育課】

保護者の就労等の有無に関わらず、保育所等を利用していない未就学児を定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、こどもの健やかな成長を図ります。また、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図ります。



こども誰でも通園制度とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

こどもにとって
家庭とは異なる経験
ものや人への感心が広がる

保護者にとって
孤立感、不安感の解消
育児に関する負担感の軽減

一時預かり事業との違いは？

一時預かり事業は、「保護者の立場からの必要性」に対応する事業です。
こども誰でも通園制度は、こどもが家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長していくように、こどもの育ちを応援する制度です。

学童期・思春期の支援

施策 2-3

こどもが安心して過ごし、学ぶことができる教育環境の整備

こどもの健やかな成長と将来的な自立のためには、学童期・思春期の成長過程における学習環境が重要です。全ての児童・生徒の多様なニーズに対応した学校教育を目指し、一人ひとりが自分らしく過ごし学べる教育環境づくりを推進します。

主な取組

● 学校教育の充実【指導室】

著しく変化し予測が困難な時代を生きるこどもたちが、その変化を前向きに受け止めながら、新たな局面を乗り越え、他者との関わりの中で生き抜いていく力を育む教育を目指します。また、特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全ての児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学校教育を目指すとともに、こどもたちを取り巻く教育環境の整備に努めます。

● 青少年健全育成事業の推進【生涯学習推進課】

次世代を担う青少年の心身の発達を促し、自立した人間性を育むため、青少年の育成事業の充実を図ります。

こんな声がありました

- ・こどもの実態が多様化しているので、フリースクール*のような事業が増えていったらいいと思う。(15~29歳調査)
- ・学校で、病気や障がいのある方の講演をしてほしい。(小5・中2調査)



施策

2-4

こども・若者の居場所づくりの推進

こどもや若者が安心して過ごせる居場所は、自己肯定感を高めながら将来にわたってウェルビーイングに成長してくための重要な社会基盤となります。

こどもや若者の視点に立ち、多様な居場所を活用して、安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

主な取組

● 放課後子ども教室の充実【生涯学習推進課】

市内全ての小学校区において、児童の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域住民の参画を得て、こどもたちに多様な学習、体験及び交流活動の機会を引き続き提供します。

● 学童クラブ事業の充実【こども政策課】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供します。また、放課後子ども教室と連携して、放課後の活動支援を推進します。

● 子ども食堂推進事業【こども政策課】

地域のこどもやその保護者が気軽に立ち寄り、食事や居場所を提供する団体等を支援します。また、子ども食堂を利用するこどもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげるため、子ども食堂を運営する団体等と連携強化を図ります。

こんな声がありました

- ・勉強を集中してできたり、友達と話しながらできる塾以外の場所がほしい。（小5・中2調査）
- ・市役所だけでなく、何か所かでこどもに勉強を教えてくれる場所を作ってほしい。（ひとり親家庭調査）
- ・特定の目的がなくても気軽に行くことができ、「居てもいい場所」があればよい。（青少年に関する専門部会の委員）



施策

2-5

心身の健康や社会的自立に向けた支援

こどもや若者が心身共に健やかに成長し、将来の社会的自立へとつながる力を育むために、年齢や発達段階に応じた支援を実施します。主に、小・中学校におけるキャリア教育や職場体験を通じて、将来の職業観や勤労観を育むとともに、自分らしい生き方を実現するための様々な学びの機会の提供に取り組みます。また、自らの意志で将来を選択できるよう、心身の健康、妊娠に関する正しい知識の啓発、予期せぬ妊娠などの悩みや不安に対応する相談支援に取り組みます。

主な取組

- キャリア教育の推進【指導室】

将来、こどもたちが社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を身に付けるため、発達段階に応じて職業観や勤労観を育む学習を実施します。

- 中学生の職場体験学習受入【図書館】

図書館業務を体験することで、働く意義を学ぶ機会を提供します。

- 保健師・助産師相談【こども家庭センター】【再掲】

予期せぬ妊娠などの相談支援に取り組みます。

こんな声がありました

- ・家庭の経済状況に関わらず、全てのこどもが同様の体験ができるようになるとういと思う。(青少年に関する専門部会の委員)



プレコンセプションケアとは

プレ (Pre) は「～の前の」、コンセプション (Conception) は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前のケア」という概念です。

性別を問わずに、適切な時期に（若い世代から）、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組です。

施策 2-6

困難な状況にある子ども・若者への支援体制の整備

不登校やこころの問題など、困難な状況が長期化すると、社会との関わりや社会復帰が難しくなり、地域や社会からの孤立につながるおそれがあります。こうした状況を防ぐためには、本人や家族の立場に寄り添った支援体制の整備が重要です。

不登校の児童・生徒やその家族への支援、こころの問題を抱える子ども・若者への個別支援などを通じて、困難な状況にある子ども・若者を支える体制の充実を推進します。

主な取組

● いじめ防止対策の推進【指導室】

いじめの未然防止や早期発見・対応、解決後の見守りにより、子どもたちが安心して通える学校や相談できる場所を確保します。また、学校、保護者、地域住民、関係機関が連携し、それぞれの立場で出来ることを考えながら、啓発活動に努めます。

● 不登校児童・生徒への対応の充実【指導室】

不登校児童・生徒の社会的自立を目指し、教育支援室（せせらぎ教室）*、教育相談所及びスクールソーシャルワーカー*が相互に連携することによって、教育支援センター機能の充実を図ります。

● こころの健康相談【福祉総務課】

こころの問題を抱えている若者、家族に対し、専門職による相談を行い、必要に応じて適切な関係機関と連携を図ります。

こんな声がありました

- ・中高生は家庭内の状況を他人に話すのを嫌がる時期でもあるため、相談した場合どのような支援が受けられるのか、どれほど自分が楽になるかを学校等で周知し明確にする必要がある。（青少年に関する専門部会の委員）



青年期の支援

施策 2-7

若者の将来に向けた支援

若者が将来に向けて希望を持ち、自立した社会生活を送るためには、安心して働くための準備や、多様な進路を選択できる環境が重要です。学びから就労へとつながる過程に不安を抱える若者に対しては、段階的に「働く力」を育む支援が求められます。

そのため、就労準備へのきめ細やかな支援に加え、専門機関による相談体制や創業支援の場を整えることで、若者が自らの可能性を發揮し、地域社会の一員として未来を切り拓いていけるよう後押ししていきます。

主な取組

- 就労準備支援事業【生活福祉課】

様々な理由から就労に不安を抱えている方を対象に、「働くための準備」を支援します。

- 就労相談・創業相談【商工振興課】

あきる野創業・就労・事業継承支援ステーション Bi@Sta（ビスタ）では、仕事に関する様々な支援を行います。

こんな声がありました

- ・病気や障害などを理由に仕事を見つけるのが大変になってしまう事もあるので、そういう理由があったとしても働ける場所があるとありがたいです。（15～29歳調査）



施策

2-8

悩みや不安などを抱える若者や家族に対する相談体制の充実

こどもや若者が心身共に健やかに成長し、希望のある将来を実現するためには、若者やその家族が抱える悩みや不安に寄り添い、誰もが安心して利用できる相談支援体制を充実させることが重要です。

こころの問題を抱えている若者とその家族を対象とした専門職による相談対応などにより、切れ目のない支援につなげるため、関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

- **悩みや不安を抱える若者の相談支援【福祉総務課】**
どこに相談すれば良いか分からない悩みや不安を受け止め、関係機関と連携し支援します。
- **こころの健康相談【福祉総務課】【再掲】**
こころの問題を抱えている若者、家族に対し、専門職による相談を行い、必要に応じて適切な関係機関と連携を図ります。

こんな声がありました

- ・気軽に相談できる相談窓口を増やしてほしい。(15～29歳調査)
- ・電話やメールなど、対面以外で相談できる窓口を設置してほしい。(15～29歳調査)



コラム

地区担当保健師

あきる野市を6つの地域に分けてそれぞれの地区でみんなが健康で暮らしやすいまちになるよう、地区担当保健師が活動しています。

地区担当保健師が、暮らしや地域の健康・福祉のお困り事を、地域の方々や関係機関と協力して、解決に向けて取り組みます。

こんな時はお気軽にご相談ください！

ご近所に心配なお家があるんだけど・・・

どこの窓口で相談したらいいかわからない

不安な気持ちを相談したい

基本目標3

子育て当事者への支援

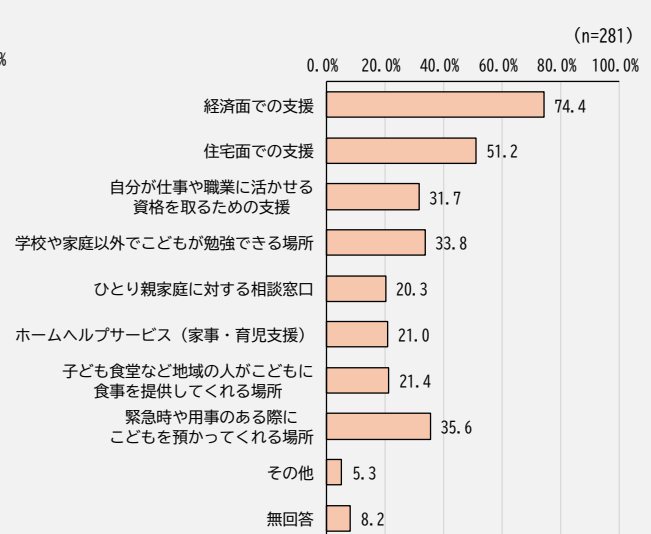
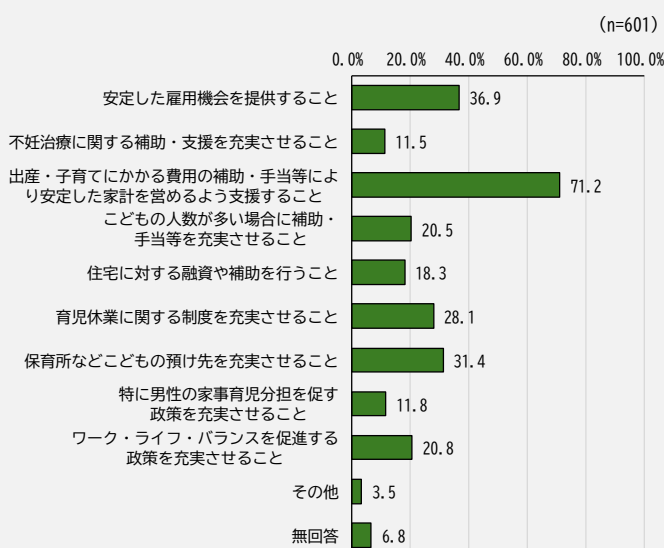
現状・課題

- ・15～29歳調査やひとり親家庭調査において、安心してこどもを養育するためには、出産・子育てに伴う費用負担の軽減をはじめとする経済面での支援へのニーズが高いことから、経済的支援の充実を図る必要があります。
- ・地域と子育て家庭の関係が希薄になるにつれて、親の孤立感や育児負担感が高まる傾向にあるため、地域と子育て家庭のつながりを築き、地域全体で子育てを支える体制を形成していくことが必要です。
- ・こどもを産み育てながら働く保護者が安心して活躍できる社会を目指し、保育サービスの質向上や育児休業制度*の周知など、仕事と家庭生活が両立できる支援策を強化していくことが重要です。
- ・家庭内の育児・家事負担が片方に偏ることなく、夫婦が相互に協力する、男女協働*による子育てを推進する環境づくりが求められています。
- ・ひとり親家庭の経済的自立とこどもの健やかな成長を支えるため、就労・生活・学習・養育費・相談体制など多面的な支援の強化が求められています。さらに、制度の拡充や相談体制の強化を通じて、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズにきめ細かく対応することが重要です。

アンケート調査結果

【こどもを安心して産み育てるために重要だと思う施策（15～29歳調査）】

【あったら利用したい支援・サービス（ひとり親家庭調査）】



施策
3-1

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

全ての家庭が安心して子育てできる社会の実現に向けて、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減は重要な課題です。医療費、入院助産費の助成や、児童手当などの支給を通じて、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、全てのこどもが平等に学び育つ環境づくりを推進します。

主な取組

● 医療費の助成【こども政策課】

就学前児童～高校生等のこどもを養育している世帯を対象に、こどもの保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として、各種健康保険の自己負担分を助成します。

● 児童手当の支給【こども政策課】

高校生年代以下のこどもを養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給します。

● 幼児教育・保育に対する支援【保育課】

幼稚園・保育所等の施設利用料の無償化や実費負担となる給食費の助成を行い、子育て世帯の負担軽減を実施し、質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保に取り組みます。

こんな声がありました

- ・ 経済的に充実し、自立した生活を送ることができていれば、将来的な不安や悩みは少し解消される可能性がある。（青少年に関する専門部会の委員）



施策

3-2

地域で安心して子育てのできる体制の整備

地域とのつながりが希薄化し、各世帯の社会的な孤立が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、安心して子どもを育てられる地域づくりが求められています。

そのため、地域で子育て家庭を共に支える意識の醸成や親子同士のつながりの促進、家庭教育支援などを通じて、地域で一体となって子育てや家庭教育を支えていくことができる環境づくりを促進します。

主な取組

- ファミリー・サポート・センター*事業【こども家庭センター】
育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をしたい方（提供会員）が会員となって組織する地域の助け合い活動を支援するため、会員登録に関する受付、講習会、交流会、援助活動の調整等を実施します。
- 家庭教育支援の充実【生涯学習推進課】
こどもの健やかな成長と親自身の成長を目指し、こどもの発達段階に応じたテーマを取り上げた親育ちのための講座や、親子で一緒に様々な体験活動を行うことにより、親子の絆を深め、自己肯定感を育む講座を開催し、家庭の教育力の向上を図ります。
- 子育て関連情報の提供【こども政策課・こども家庭センター】
子育て支援ガイドブックやるのキッズWeb、るのキッズアプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。

こんな声がありました

- ・在宅勤務なので、他人と交流できる機会が少ないです。週末子どもを連れて他の親と話せる場所があったらうれしいです。（ひとり親家庭調査）



施策

3-3

仕事と子育ての両立や、男女協働の子育ての推進

共働き世帯が増加し、結婚や出産後も仕事を続けたいと望む人が多くなっている現代社会において、ワーク・ライフ・バランス*の実現は重要です。そのため、働く人々が仕事と家庭の両立を図りつつ、安心して継続的に働き続けながら質の高い生活を営むことができる仕組みづくりが求められています。

また、家庭内の育児や家事負担においても、男女問わず家事・子育てへの主体的な参加を促進・拡大することで、夫婦が互いに協力しながら子育てできる環境づくりを目指します。

主な取組

- **ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業【企画政策課】**
市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、本市の事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。
- **育児休業制度等の普及啓発【商工振興課】**
市民や市内事業者を対象に、育児休業制度等に関するリーフレットやパンフレットを市及び商工会の窓口に設置し、周知及び普及啓発を図ります。
- **男女共同参画の意識啓発【企画政策課】**
全ての人々が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、チラシやポスターの設置及び掲示等により、意識啓発等に取り組みます。

こんな声がありました

- ・子育て世帯へ向けた地元企業への再就職・転職支援等があると良いと思います。(ひとり親家庭調査)
- ・共働き家庭でも利用しやすい育児関連サービスを整備してほしい。(15～29歳調査)



施策

3-4

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭においては、子育てと仕事を両立する難しさや社会的な孤立などにより、精神的な負担を抱えている保護者が多い傾向にあるため、多角的な視点からの支援が必要です。

家事・育児支援や就労支援、手当の支給を通じて、ひとり親家庭が抱える困難の軽減と、自立の促進を図ります。

主な取組

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業【生活福祉課】
ひとり親家庭等の親が、生活の変化等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣します。
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業【生活福祉課】
母子・父子家庭の就労活動の支援により、経済的な安定及び自立を支援します。
- 児童育成手当・児童扶養手当の支給【こども政策課】
ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

こんな声がありました

- ・自分が休む時間が全くとれないので、家事のサポートがほしいです。(ひとり親家庭調査)
- ・育児によって、雇用形態や勤務時間が限られてしまうことから、生活困窮状態に陥ってしまうひとり親家庭が多い。(支援が必要なこどもに関する専門部会)



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

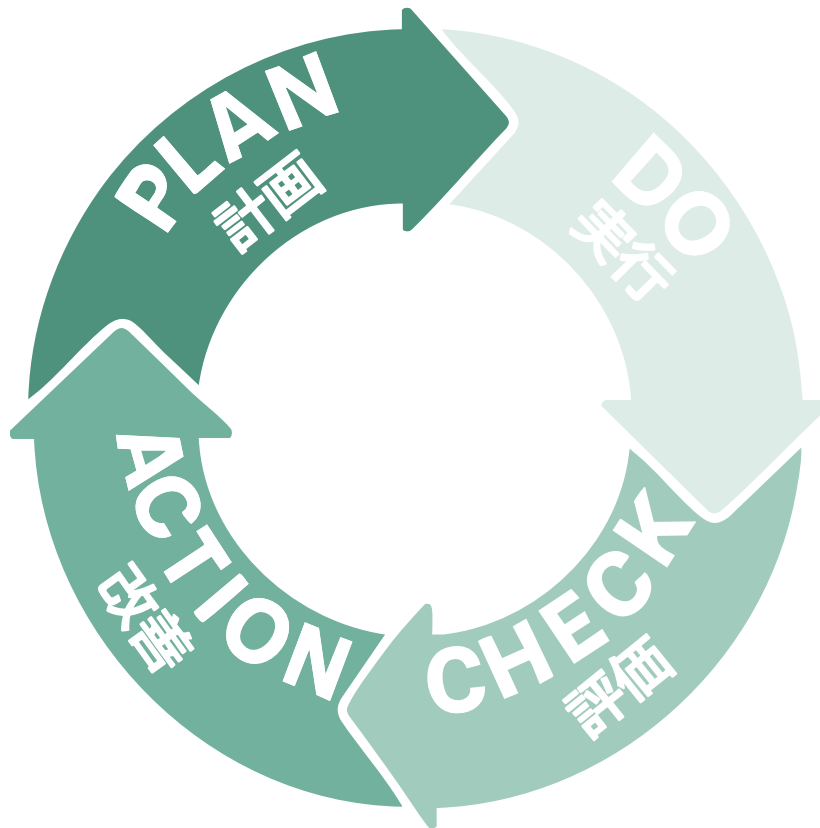
本計画の基本理念である「すべてのこどもが 自分らしく 育つ あきる野」の実現に向け、市内の関係各課、関係機関・団体と連携を図りながら、市内の幼稚園・保育所等、学校、事業所、市民と連携及び協働して取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく取組の実施に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づいて、各施策の実施状況を点検・評価し、「あきる野市こども計画策定・推進委員会」で検討を行い、施策の改善に努めます。

また、基本目標ごとに評価指標を定め、令和10年度に評価することとします。

【PDCAサイクル】



3 評価指標

令和10年度に実施するアンケート調査結果を、以下のとおり評価指標として設定しました。

基本目標1 こども・若者の意見を尊重し健やかな育ちを支援

評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
健康状態を「よい」「まあよい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問5))	小学5年生：76.0% 中学2年生：75.1%	増加
「ヤングケアラー」について「言葉も内容も知っている」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問14))	小学5年生：5.2% 中学2年生：23.2%	増加
最近の生活の満足度が「9～10点」と答えたこどもの割合(小5・中2調査(問16))	小学5年生：55.0% 中学2年生：39.8%	増加

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のないこども・若者支援

評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
学校が「楽しい」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問10))	小学5年生：51.8% 中学2年生：40.8%	増加
将来への夢や目標が「ある」と答えたこどもの割合 (小5・中2(問11))	小学5年生：84.5% 中学2年生：67.5%	増加
ほっとできる居場所が「ない」と答えたこどもの割合 (小5・中2調査(問18))	小学5年生：2.5% 中学2年生：3.8%	減少
悩み事や不安を「誰にも相談しない」と答えた割合 (若者調査(問21))	14.8%	減少

基本目標3 子育て当事者への支援

評価指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和10年度)
将来、こどもを「もちたい」と答えた割合 (若者調査(問15))	37.6%	増加
現在の暮らしの状況が「苦しい」「大変苦しい」と答えた割合(ひとり親調査(問9))	60.2%	減少
悩みの相談相手が「いる」と答えた割合 (ひとり親調査(問21))	67.6%	増加

1 検討体制

小学生・中学生本人や若者世代、ひとり親家庭を対象としたアンケート調査の実施や幼児から中学生に対する意見聴取により、子ども・若者世代の実情を把握し、市民意見を反映した本計画を策定しました。

また、本計画の検討は、識見を有する者、市民の代表、教育・福祉関係者、公共的団体その他関係団体の代表で構成された「あきる野市子ども計画策定・推進委員会」「あきる野市子ども計画策定・推進委員会専門部会」及び庁内関係部署の職員で組織した「あきる野市子ども計画策定検討委員会」で検討しました。

2 あきる野市子ども計画策定・推進委員会

(1) 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、あきる野市子ども計画（以下「子ども計画」という。）を策定するに当たり、広く関係者から意見を聴取し、子ども施策を総合的に推進するため、あきる野市子ども計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 子ども計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 子ども計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他子ども計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 公共的団体その他関係団体の代表
- (4) 教育・福祉関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第6条 第3条に規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 前項の部会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、こども家庭部こども政策課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿（任期：令和6年11月29日～令和8年3月31日）

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	元治 恵子	明星大学 人文学部人間社会学科	委員長
2	識見を有する者	福田 憲明	明星大学 心理学部心理学科	副委員長
3	識見を有する者	吉田 正幸	(株)保育システム研究所	
4	市民の代表	末岡 真理子		
5	市民の代表	西村 翔馬		
6	公共的団体その他 関係団体の代表	櫻沢 加奈江	あきる野市青少年委員	
7	公共的団体その他 関係団体の代表	角野 大輔	あきる野市青少年健全育成地区 委員会連絡会	
8	公共的団体その他 関係団体の代表	鶴水 佐緒理	あきる野市中学校区健全育成推進会議 連絡会	
9	公共的団体その他 関係団体の代表	田野倉 美保	人権擁護委員	
10	公共的団体その他 関係団体の代表	近藤 秀樹	社会福祉法人あきる野市 社会福祉協議会	
11	教育・福祉関係者	松崎 真理子	市内都立高等学校	
12	教育・福祉関係者	多田 春美	あきる野市小中学校校長会	
13	教育・福祉関係者	海老沢 治美	あきる野市民生児童委員協議会	
14	教育・福祉関係者	松本 英之	NPO法人インクルージョンセンター 東京オレンジ	
15	教育・福祉関係者	黒木 将器	あきる野市障がい者基幹相談支援 センター	

3 あきる野市こども計画策定・推進委員会専門部会

(1) 設置要領

(設置)

第1条 あきる野市こども計画策定・推進委員会設置要綱（令和6年あきる野市通達第17号）第10条の規定に基づき、あきる野市こども計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）において、専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) アンケート調査に関すること。
- (2) こども計画に基づく施策に関すること。
- (3) その他こども計画の策定に関連して検討を要すること。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 青少年に関する部会
- (2) 支援が必要なこどもに関する部会

(専門部会の構成)

第4条 専門部会の委員は、委員会に属する委員から委員会の委員長が指名する。

- 2 専門部会に部会長を置く。なお、部会長は、委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総括し、専門部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長をもって充てる。
- 3 専門部会は、専門部会の委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、部会長が必要と認めるときは、この限りではない。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(委員会への報告)

第7条 部会長は、部会の検討事項を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、こども家庭部こども政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。

(2) 委員名簿

青少年に関する専門部会

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	元治 恵子	明星大学 人文学部人間社会学科	部会長
2	市民の代表	西村 翔馬		
3	公共的団体その他 関係団体の代表	櫻沢 加奈江	あきる野市青少年委員	
4	公共的団体その他 関係団体の代表	角野 大輔	あきる野市青少年健全育成地区 委員会連絡会	
5	公共的団体その他 関係団体の代表	鶴水 佐緒理	あきる野市中学校区健全育成推進会議 連絡会	
6	教育・福祉関係者	松崎 真理子	市内都立高等学校	
7	教育・福祉関係者	多田 春美	あきる野市小中学校校長会	

支援が必要な子どもに関する部会

	区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	福田 憲明	明星大学 心理学部心理学科	部会長
2	識見を有する者	吉田 正幸	(株)保育システム研究所	
3	市民の代表	末岡 真理子		
4	公共的団体その他 関係団体の代表	田野倉 美保	人権擁護委員	
5	公共的団体その他 関係団体の代表	近藤 秀樹	社会福祉法人あきる野市 社会福祉協議会	
6	教育・福祉関係者	海老沢 治美	あきる野市民生児童委員協議会	
7	教育・福祉関係者	松本 英之	NPO法人インクルージョンセンター 東京オレンジ	
8	教育・福祉関係者	黒木 将器	あきる野市障がい者基幹相談支援 センター	

4 あきる野市こども計画策定検討委員会

(1) 設置要領

1 目的及び設置

あきる野市こども計画を策定するに当たり、こども施策を総合的に推進するため、あきる野市こども計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次の事項について検討する。

- (1) あきる野市こども計画の施策内容に関すること。
- (2) その他あきる野市こども計画の策定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 こども家庭部長
- (2) 副委員長 こども家庭部こども政策課長
- (3) 委員 別紙のとおり

所属に変更があった時は、後任者に引き継ぐものとする。

4 任期

委員の任期は、第2項に規定する検討を終了したときに満了する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。
- (2) 会議の議長は、委員長をもって充てる。

6 庶務

委員会の庶務は、こども政策課において処理する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

令和6年度 こども計画策定検討委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	こども家庭部長	委員長
荒井 伸良	こども家庭部こども政策課長	副委員長
吉岡 克治	企画政策部企画政策課長	
宮野 亨	企画政策部移住・定住担当課長	
宮田 健一郎	総務部地域防災課長	
宮崎 勝央	健康福祉部福祉総務課長	
細谷 英広	健康福祉部生活福祉課長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
中村 昌美	健康福祉部健康課長	
石山 和可子	こども家庭部こども家庭センター所長	
老沼 陽子	こども家庭部保育課長	
野口 創	都市整備部都市政策課長	
木村 紋子	教育部教育総務課長	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
石川 尚昭	教育部生涯学習推進課長	
一瀬 秀和	教育部スポーツ推進課長	
山本 美奈	こども政策課こども政策係長	事務局
神保 瑛美	こども政策課こども政策係主任	
間篠 陽介	こども政策課こども政策係	

令和7年度 こども計画策定検討委員名簿

氏名	所属	備考
長谷川 美樹	こども家庭部長	委員長
荒井 伸良	こども家庭部こども政策課長	副委員長
私市 知広	企画政策部企画政策課長	
来住野 千賀子	企画政策部市長公室長兼移住・定住担当課長	
宮田 健一郎	総務部地域防災課長	
石山 和可子	健康福祉部福祉総務課長	
宮崎 勝央	健康福祉部生活福祉課長	
井上 弘明	健康福祉部障がい者支援課長	
山田 直喜	健康福祉部健康課長	
吉崎 純子	こども家庭部こども家庭センター所長	
宮野 亨	こども家庭部保育課長	
野口 創	都市整備部都市政策課長	
木村 紋子	教育部教育総務課長	
佐藤 宗一郎	教育部指導担当課長	
石川 尚昭	教育部生涯学習推進課長	
一瀬 秀和	教育部スポーツ推進課長	
山本 美奈	こども政策課こども政策係長	事務局
神保 瑛美	こども政策課こども政策係主任	
間篠 陽介	こども政策課こども政策係	

5 計画の策定経過

(1) あきる野市子ども計画策定・推進委員会、専門部会

年月日	主な内容
令和6年 11月29日	令和6年度第1回委員会 【議題】○正副委員長の互選 ○専門部会の委員について ○子ども計画について ○アンケート調査票（案）について
令和7年 3月25日	令和6年度第2回委員会 【報告】○各種アンケート調査結果について ○子どもの意見聴取の実施報告（保育園及び学習・生活支援事業利用者）について 【議題】○子ども計画章立て（案）について
5月12日	令和7年度第1回専門部会（支援が必要な子どもに関する部会） 【議題】○子どもの貧困について ○子どもの居場所について ○様々な支援が必要な子どもについて
5月15日	令和7年度第1回専門部会（青少年に関する部会） 【議題】○ヤングケアラーについて ○地域活動について ○将来への不安について
7月23日	令和7年度第1回委員会 【報告】○子ども計画策定・推進委員会専門部会の報告について ○子どもの意見聴取の実施報告について 【議題】○子ども計画骨子（案）について
10月2日	令和7年度第2回委員会 【議題】○子ども計画（素案）について
10月27日	令和7年度第3回委員会（書面開催） 【議題】○子ども計画（案）について
令和8年2月	令和7年度第4回委員会（予定）

(2) あきる野市こども計画策定検討委員会

年月日	主な内容
令和6年 12月13日	第1回 【報告】○令和6年度第1回こども計画策定・推進委員会の報告について 【議題】○こども計画について ○アンケート調査票（案）について
令和7年 3月21日	第2回 【報告】○各種アンケート調査結果について ○こどもの意見聴取の実施報告（保育園及び学習・生活支援事業利用者）について 【議題】○こども計画章立て（案）について
7月18日	第3回 【報告】○こども計画策定・推進委員会専門部会の報告について ○こどもの意見聴取の実施報告について 【議題】○こども計画骨子（案）について
9月26日	第4回 【報告】○令和7年度第1回こども計画策定・推進委員会の報告について 【議題】○こども計画（素案）について
10月28日	第5回（書面開催） 【報告】○令和7年度第2回こども計画策定・推進委員会の報告について 【議題】○こども計画（案）について
令和8年2月	第6回（予定）

(3) 計画の策定に関するアンケート調査等

年月日	内容
令和6年12月24日～ 令和7年1月10日	小学5年生・中学2年生アンケート調査の実施
令和7年1月15日～1月31日	15～29歳アンケート調査、ひとり親家庭調査の実施
3月6日～3月12日	小学生・中学生への意見聴取の実施 （子どもの学習・生活支援事業）
3月19日、3月21日	未就学児への意見聴取の実施（市内公立保育園）
6月25日	小学生への意見聴取の実施（学童クラブ・児童館）
令和8年1月15日～1月28日	パブリックコメントの実施（予定）

6 用語解説

【あ行】

アウトリーチ型…P1

支援が必要な人に、積極的に訪問して行う支援のこと。

育児休業制度…P63

原則、養育する子が満1歳になる前日まで認められている休業のこと。

インクルーシブ…P48

「包含する」ことの意味。障がいの有無や国籍、性別、年齢などに関わらず、全ての人が排除されることなく受け入れられる仕組みを指す。

インクルージョン（包容）…P46

社会的包摂のこと、誰もが社会に参加する機会を有するという考え方のこと。

ウェルビーイング…P54

well（よい）とbeing（状態）からなる言葉、個人や社会のよい状態のこと。

【か行】

学童クラブ…P18

就労などにより、昼間の家庭に保護者がいない小学生を対象に、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な成長を支援する事業のこと。

教育支援室（せせらぎ教室）…P60

不登校又は不登校傾向にある児童・生徒に対し、これまでの学校復帰に向けた支援に加え、社会的自立に向けた支援等を行う事業のこと。

強制執行認諾条項…P31

公正証書にこの条項が付いていると、相手がお金を払わない場合、裁判を行わずに相手の財産を差し押さえることができる。

ゲートキーパー…P53

地域や職場、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの適切な対応を図ることができる人のこと。

合計特殊出生率…P1

ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数のことを指し、調査年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもののこと。

公正証書…P31

個人又は法人からの嘱託により、公証人（公務員）が作成する公文書のこと。

こども家庭センター…P18

母子保健と児童福祉の両面から支援をする市の機関のこと。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律…P2

子どもが生まれ育った環境によって将来や教育の機会が左右されないよう、貧困の状況にある子どもが適切な養育や教育、医療を受けられる環境を整備し、子どもの貧困を総合的に解消・予防することを目的とした法律のこと。

子ども・若者育成支援推進法…P2

子どもや若者が社会生活を円滑に営むことが困難な状況にある現状を踏まえ、その健やかな成長や自立を支援するための基本理念と施策の枠組みを定めた法律のこと。

国や地方公共団体が連携し、包括的に支援を推進することを目的としている。

【さ行】

自己肯定感…P48

自分の長所や短所を含めてありのままの自分を受け入れ、自分の価値や存在意義を尊重できる感情のこと。

児童館…P18

18歳未満を対象に、様々な遊びや行事を通じて仲間づくりができる場所のこと。

児童虐待…P52

保護者が、こどもの心身を傷つける行為のこと。身体的虐待（殴る、蹴るなどの暴行）・心理的虐待（暴言や脅迫などにより恐怖や不安を与える行為）・性的虐待（性的な行為を強要する、ポルノを見せることなど）やネグレクト（養育を放棄し、食事や衣服の提供を怠ること）などがある。

社会的孤立…P46

家族や地域コミュニティなどとの関わりがほとんどなく、客観的に見て社会的なつながりが希薄な状態のこと。

社会福祉士…P55

福祉に関する相談に応じ、助言・援助や福祉サービスとの連携・調整を行う人のこと。

障がい者基幹相談支援センター…P51

障がい者やその家族に対し、総合的・専門的な相談支援を行う公的機関のこと。

障がい者就労・生活支援センター…P51

障がい者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う公的機関のこと。

心理士…P55

公認心理師、精神保健福祉士、臨床心理士などの、こころの健康をサポートする専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー…P60

いじめや不登校など、児童・生徒が抱える課題に対して、本人や保護者等への相談支援、教員への助言や環境への働きかけ等を通して、問題解決を図る福祉の専門職のこと。

精神保健福祉士…P55

精神障がいによって支援を必要とする人の相談を受け、援助する人のこと。

【た行】

多様性…P41

互いに非常に異なる、多くの人や物の集まり（diversity）福祉分野では、障がいの有無・性別・年齢・国籍・性自認など、人々が生まれ持った違いを認め、尊重し合う考え方のこと。

男女協働…P63

男女それぞれが様々な分野で尊重され、喜びも責任も分かち合うこと。

定期予防接種…P49

予防接種法に基づき、対象となる病気・対象者・接種できる期間が決められた予防接種のこと。

特別支援教育…P51

障がいのあるこどもが自立して社会参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じて生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と支援を行う教育のこと。

【な行】

認定こども園…P56

幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

【は行】

伴走型相談支援事業…P55

保健師等との面談を通じて、妊娠期から子育て期まで一貫して、ニーズに即した支援につなぐ事業のこと。

貧困の連鎖…P46

経済的困窮や、医療や教育の機会の喪失など、自力では抜け出すことが困難な状態のために、その子どもや孫の世代まで同様の状態が続いてしまうこと。

不育症…P55

妊娠はするが、流産・死産又は早期新生児死亡が2回以上続き、子どもを得られない状態のこと。

不妊症…P55

妊娠を望む健康な男女が、避妊をせず定期的に性生活を送っているのに、1年以上妊娠しない状態のこと。

フリースクール…P57

何らかの理由から学校に行くことができない子どもたちが、小学校・中学校・高校の代わりに過ごす場所のこと。NPO法人やボランティア団体等により運営されている。

ファミリー・サポート・センター…P65

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員登録し、地域の中で助け合いながら子育て支援を行う組織のこと。

保育所や幼稚園、小学校、学童クラブの送迎や、保護者の外出時の一時預かりなど、多様な子育て支援サービスを提供している。

プッシュ型…P1

緊急時等に、申請を待たずに必要と思われる人へ能動的に行う支援のこと。

放課後子ども教室…P18

地域住民等の協力を得ながら、小学校や地域施設を活用して、全ての児童が放課後や週末に安全・安心に過ごしながら多様な体験・活動ができる居場所を提供する事業のこと。

【や行】

ヤングケアラー…P46

本来大人が担う、家事や家族の世話などを日常的に行っている、子ども・若者のこと。

ヤングケアラーコーディネーター…P52

家族の介護や家事などの負担を抱えるヤングケアラー本人への支援と、関係機関への橋渡しの役割を担う専門職のこと。

要支援家庭…P52

こどもの健やかな成長のために、養育上の支援が必要と判断される家庭のこと。
養育環境が不十分である可能性が高く、虐待予防の観点から早期の支援が重要とされている。

要保護児童…P52

18歳未満で、保護者がいない、又は保護者に監督・保護させておくことが不相当と認められるこどものこと。

【ら行】

ライフステージ…P3

人間の一生における各段階のこと。
年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分される。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス…P66

仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和が取れ、どちらも充実している状態、又はそれを目指す考え方のこと。

市ホームページ

行政情報をご覧ください



—コードを読み取りアクセス—

メール配信サービス

子育て支援情報等を受け取ることができます



—コードを読み取りメール送信—

るのキッズWeb

子育て支援情報をご覧ください



—コードを読み取りアクセス—

るのキッズアプリ

子育て支援情報をご覧いただいたり、子育てに関する通知を受け取ることができます



—コードを読み取りダウンロード—

あきる野市こども計画

発行：令和8年3月

編集：あきる野市こども家庭部こども政策課

〒197-0814 東京都あきる野市二宮 350 番地

電話：042-558-1111（代表）